

平成30年大網白里市議会第1回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 平成30年3月2日(金曜日)午前9時30分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員(6名)

秋葉好美	委員長	森建二	副委員長
蛭田公二郎	委員	田辺正弘	委員
宮間文夫	委員	倉持安幸	委員

出席説明員

社会福祉課長	石川普一	社会福祉課副課長	糸日谷昇
社会福祉課主査兼社会福祉班長	齊藤康弘	社会福祉課主査兼保護班長	谷川充広
社会福祉課副主査	古内崇介		
子育て支援課長	松戸敏彦	子育て支援副課長	糸井陽子
子育て支援課主査兼児童家庭班長	島田洋美	子育て支援課主査兼保育班長	菊池有輔
高齢者支援課長	町山繁雄	高齢者支援課主査兼高齢者支援班長	戸田久子
高齢者支援課主査兼介護班長	鈴木理一	高齢者支援課副主幹	岡澤祥子
教育委員会教育長	小高實	教育委員会管理課副課長	花沢充
教育委員会管理課学校教育室長	中村幸雄	教育委員会管理課主幹	鶴澤保之
教育委員会管理課主査兼総務班長	森川和子	教育委員会管理課主任技師	渡邊新次
教育委員会生涯学習課長	織本慶一	生涯学習課副課長	石井一正
生涯学習課副主幹兼生涯学習班長	土屋淳二	生涯学習課スポーツ振興室長	佐久間勝則
生涯学習課副主幹兼中央公民館長	吉原正和	生涯学習課中部コミュニティセンター所長	河野顕
白里公民館長兼白里出張所長	飯田剛	図書室長	佐久間直美
健康増進課長	石原治幸	健康増進課副課長	伊藤文江
健康増進課副主幹	小田川尚子	健康増進課主査兼健康増進班長	川寄亜希子
市民課副課長	山本敬行	市民課副主幹兼国保年金班長	飯倉正人
市民課主査兼戸籍市民班長	古内晃浩	市民課主査兼国保年金班長	石橋恭子

国保大網病院事務長	酒 井 総	国保大網病院副事務長 兼 管 理 班 長	古 川 正 樹
国保大網病院副院長	木 村 典 夫	国保大網病院副主査	渡 辺 隆

事務局職員出席者

議会事務局長	安 川 一 省	副 主 幹	石 井 繁 治
書 記	安 井 與志秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 請願（新規付託）の審査について

- ・請願第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願
- ・陳情第1号 核廃絶にむけて、議会として決議をすることを求める陳情
- ・陳情第4号 提出されていない国の法案について、推進してほしい、という内容の陳情を、採択までするのは、市民の為にならないので、第4回定例議会陳情9号10号の採択を、撤回してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査及び平成30年度予算概要について

- ・議案第22号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第23号 大網白里市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第24号 大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第27号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第28号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第29号 大網白里市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第30号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第31号 大網白里市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第32号 大網白里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○森 建二副委員長 それでは、引き続き文教福祉常任委員会を開会させていただきます。

(午前 9時47分)

◎委員長挨拶

○森 建二副委員長 それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

◎請願第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願

○秋葉好美委員長 それでは、当常任委員会に付託となりました請願第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願の審査を行いたいと思います。

請願の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私も、今回、請願拝見して、改めてこういう問題があるんだということを認識を新たにしたんですが、障害者に対する施策というのは、本市でもやられているところなんですけども、そういう心身障害者に対する医療助成の中で、精神障害者は外されているという実態については、今回、本当に認識を新たにしたんですが、全体としては、先ほど、私、資料を見て、関東管内でも、県段階でかなり精神障害者に対する医療助成が進んでいると、それから資料を見ると、千葉県の中でも千葉市だとか流山、浦安とか、大きな市ではかなり精神障害者に対する助成事業というのが進んでいるという、そういう実態であるということがわかりました。

それで、精神障害者に対する助成ではないですけども、千葉県でも、これまでに心身障害者に対する医療助成が償還払い方式だったものが、3年ぐらい前から現物給付方式に変わっていたり、かなり前進してきているんですね。やはり、さらに進めて、この精神障害者、アンケート、私も拝見しましたら、もうかなり本当に、社会的な支えのない中で、ご本人たち、ご本人の家族たちが大変苦しんでいるという実態がよくわかりましたので、私は、この請願は採択されるべきだという意見を申し上げたいと思います。

○秋葉好美委員長 そのほか。

田辺委員。

○田辺正弘委員 精神障害者の医療費助成は法令で制度が構築されておりますが、また一方、身体知的障害者には、県単位事業であり、より充実しているのが実情であります。精神障害者に対するサービス向上を求める声には、共感するものであります。

しかし、精神障害者を対象とする場合の課題は、大幅な財政負担があります。現行の県単位事業の28年度決算では約8,500万、財政が厳しい中、制度改正には消極的にならざるを得ないのが実情でございます。また、大網白里市としては、精神障害者の受診状況を把握不能な状況でありまして、影響額が試算できないのが実情でございますので、そのことを述べさせていただきます。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかに。

森委員。

○森 建二副委員長 この公費負担につきましては、全体としては、精神障害者の方に対して、障害者総合支援法に基づく支援が現在行われているのが、自己負担が1割、それに対して、現在、多分、千葉県のほうで、かなり議会のほうでも、この千葉県重度心身障害者医療費制度を、いわゆる精神障害の方に適用するかしないかという形の問題になっているのかと思います。

まだ、制度として、現時点では精神障害者の方のみが外されているという形になっていることかと思えますので、これについては、非常に私も、まさにそのとおりだと思いますし、趣旨としては、まさにこれは同じような形で広めるべきではないかという気持ちがございます。

あと、問題といたしましては、特に財政上の問題が、精神障害者の方の、おそらくそうなりますと、風邪ですとか、そのほかの病気も全て含めた自己負担がゼロという形になってくると問題になると思えますから、おそらく、やはり精神障害者の方の病気が、例えば精神障害がもとで風邪であるのか、そうではないのかという問題も含めて非常に難しい問題になってくるのかと思います。

ですので、市として、現時点では、一つ立ちはだかるのが、この財政の問題、それと、なおかつ今、千葉県議会の中で、これがちょうど話し合われている最中だというふうに聞いておりますので、まず県の動向を私どもとしては見守って、その上でどうするか、また、

私どもがそれを財政負担するとなれば、かなりの財政負担を覚悟しなければならないという考えに基づいた上での行動を起こさなければならないということになると思いますので、ある意味、慎重に対処すべきだと思います。

その上で、やはり精神障害者の方の気持ちも非常に理解しますので、そこは、寄り添わなければいけないことという気もいたしております。ですので、非常に簡単にこうだとは決められない部分かなと思って、非常に難しいところかと、非常に悩むところでございます。

○秋葉好美委員長 そのほかにも、委員の皆様方からのご意見がございませんか。

倉持委員。

○倉持安幸委員 趣旨は、すごく何とかしてやりたいと、会として。その趣旨はよく伝わるんですよね。それで、これは県のほうへ請願で上げるということですよね。大網白里市もそう、どこの市町村もやはり財政が逼迫しているのは事実なんですよね。そういう中で、どこまで大網白里市議会で、文教で可決になって県のほうへ上げたにしても、すごく、100%、これはもう助成になりますという、言い切れない部分も隠されているんですけども、趣旨は本当に理解します、趣旨は。ですから、そのへん、提出した後に、もう実際、もう助成制度が施行されているこの千葉市とか流山とか、これもうされているわけですよね、自治体、どこもされていないんだったらあれですけども、事実、県内でされているのに、大網の市議会が上に上げないということは、どうも道が通っていないんじゃないかなとは思うんですよね。いくら財政が苦しいといたって、もう施行されているところがあるんですから。

だから、私自身は、やはり出すべきものだというふうに考えております。

○秋葉好美委員長 ほかに委員の皆さん、ございませんでしょうか。

いま森委員や、また倉持委員がおっしゃったとおり、本当に精神という部分においては、大変難しいし、財政のことを言われてしまったらね、本当に申しわけないなという思いが多々あるんですけども、どうも県の方針に沿いまして、やはり適当に運営すべきではないかなということで、ちょっと今の時点では、やはりこの県のほうの動向も注視しながら進めていく方向になってしまうのかなと、本当に皆さん、説明のとおりだと思うんですが、そういう形になってしまうのではないかなと思いますけれども。特に、皆さん、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 意見等は、出尽くしたようでございますので、採決に移りたいと思います

が、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、請願第1号ですね、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 多数です。採択ですね、多数で。

よって請願第1号は、採択と決しました。

以上で請願第1号の審査を終わります。

ご苦労さまでございました。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 はい。

(「意見書案」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 はい、意見書。

皆様のお手元にかかれたかと思えますけれども、読んでいただきまして、それで賛成でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 賛成ということで、採択となりますので、1号審査については終わりです。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 終了となります。

◎陳情第1号 核廃絶にむけて、議会として決議をすることを求める陳情について

○秋葉好美委員長 次に、陳情第1号 核廃絶にむけて、議会として決議をすることを求める陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々のご意見をお伺いいたします。

どなたか、ご意見のある方はどうぞ。

田辺委員。

○田辺正弘委員 大網白里市では、この陳情の文面の中にもありますように、1986年に非核宣言を、議会も賛成して、市として宣言をしているわけですから、改めて議会としての決議を求める必要は、私はないと思います。

以上です。

○秋葉好美委員長 そのほか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 田辺議員が言われたとおり、誇るべき核廃絶宣言を我が市がして、核廃絶宣言都市ということであるわけですがけれども、今まさに、この非核宣言都市としての、やはり私たちが声を上げるべきというのは、ここまで、戦後70年、72年たって、核廃絶問題が大きく世界中で話題になって、国連の会議ではじめて核兵器廃絶については交渉が持たれた。いや、本当に画期的だと思うんです。こういうときに、今、核兵器を本当に廃絶に向かって進むのかどうか、日本の政府がそういう方向に向かって努力をするのかどうか、ここが今、大きく試されているときだけに、やはり改めて今ここで非核宣言をした都市としての大網白里市が決議を上げるというのは、大きな意味があると思います。

それで、ただ、私、先ほど申しましたように、まだ審議する前に、そういうことを言うのはどうかなとも思ったんですが、核兵器禁止条約を締結することについては、日本政府自身がちゅうちょしているということであるわけですね。

ですから、そのことについての賛否というのはいろいろあって、まとまらないかもしれない。もしそうであれば、少なくとも、1986年の大網白里市が核廃絶宣言をした、そして去年の10月には、ICANが被爆者とともにノーベル平和賞を受賞したと、ローマ法王もそれを支持したと。こういう中で、少なくとも広島・長崎を三たび繰り返しちゃいけない、核兵器のこの惨状を絶対使用させてはいけないとこういうことを、少なくとも大網白里市が決議をするとは、そういう趣旨のものを決議するというのは、私は意義あることだと思います。

ぜひ、そういうものとして決議をして、皆さんがまとまるものとして決議していくべきだというふうに思います。

○秋葉好美委員長 ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 委員長、ちょっと事務局に聞きたいんですけど、よろしいですか。

○秋葉好美委員長 はい、どうぞ。

○宮間文夫委員 事務局ね、これ、核廃絶に向けて、議会として決議をすることを求める陳情ですが、本市は、核廃絶に向けて何かの声明を出していますよね。

○安川一省議会事務局長 はい。

○宮間文夫委員 それと、今回、この陳情で求めている、議会として決議をすることというのは、重なることなんじゃないんですか。

○秋葉好美委員長 どうぞ、局長。

○安川一省議会事務局長 今、宮間委員のおっしゃったとおりだと思います。ほとんどのものが重なるかと思うので。

○秋葉好美委員長 はい。

宮間委員。

○宮間文夫委員 そうしたら、日本人として、核兵器がなくなることは、もう本当の望みですから、本市が核廃絶に向けてのメッセージを出していることを、より強く議会でも反映していくような形で、この陳情に対するお答えになるんじゃないかと思います。

以上。

○秋葉好美委員長 ほかに、委員の方。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 宮間委員に同感です。

○秋葉好美委員長 ほかにいらっしゃいませんか。

意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」「委員長」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 これ、議会として決議をすることを求める陳情なので、もう決議しているから、どういうふう採択するんですか。

○秋葉好美委員長 はい、どうぞ。

森委員。

○森 建二副委員長 先ほど宮間委員がおっしゃられたように、我が自治体として、非核平和都市宣言をしている、これはすごく重いことだと思うんです。自治体として、これを国、そして対外的に発信するというのは、非常に重いことだと思います。それを、我が、当時は町ですが、我が市として宣言をしています。

以上です。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 先ほど申しましたように、今、改めて、その非核宣言都市というのは宣言しているんだけど、今、核兵器をめぐる国際、国内の高まりの中で、改めて非核宣言

をしている都市として、市として、強く、さっき宮間委員が言ったみたいに、今の状況のもとで、より強く核廃絶を求めるという決議を今改めてすると、これは決して矛盾することじゃないんじゃないかと思うんですよね。

(「もう一度いいですか」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 はい、宮間委員。

○宮間文夫委員 ですから、先ほど事務局に確認したように、本市はこの決議をもうしているわけですよ。だから採決をされちゃうと、この決議に対して、例えば、賛成するとなると、また改めて、何かの、以前、本市がメッセージを出していること、改めて出しましょうということになっちゃうわけでしょ、そういうこと、例えばですよ、それで採決した場合、だから、委員としては非常に困りますよ。

(「いや、それ、採択……」と呼ぶ者あり)

○宮間文夫委員 いや、あなたに聞いているんじゃないか……この決議をすることを求められたことについては、もうしているんだから、採決のしようが。賛成、反対の、これは賛成に決まっているわけだから、本市は。

○秋葉好美委員長 改めて提出する必要があるかということでしょうか。

(「ええ、そうです」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 多分、私と宮間委員のお考えは同じだと思いますが、趣旨はごもつともなんです。私も核廃絶大賛成です。そうすべきだと思います。そのために、この町として、決議を採択させていただいて、発信を、現在も引き続き行っている状況だと思われま。それで、例えば、この文面を見させていただくと、趣旨として、特段方向が、例えば別の方向によれて、この今現在発信をしている平和都市宣言というものではなく、別の方向という形のものであれば、これは、改めて決議という形になると思うのですが、現在、この発信をしている平和都市宣言を、改めてイエスかノーかと問われているような気がいたしますので、ですので、この趣旨としてはイエスなんです、おそらく、全員がそうだと思うんです。ただ、既に出されているものをどうするのかという問題に突きあたってしまうと思いますので……そこは、ですから、宮間委員がおっしゃられたように、ちょっとこれは、考えに戸惑うというか、逆にどうすればいいかという形になりますと……

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森 建二副委員長 本来であれば……

○秋葉好美委員長 ちょっとお待ちください。

○森 建二副委員長 大網白里市議会としても、この決議には賛成をしている。それを、同じものをもう一回どうしようかという形になると、やはり、結局どういう議決をすればよろしいのかで、戸惑う形になるかと思いますが。そう考えますと、やはり新たにというよりは、既に出されているものを否定するわけにはいかないということで、今回は否決という形に、私は考えている必要はならざるを得ないのかなというふうに考えます。

以上です。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 陳情を、陳情項目をそのままよく読んでいただければ、先ほど言ったみたいな、私は、前段の2行、後段の2行とね、それで前段に2行のところというのは、何らかの決議を上げてほしいという、そういう陳情ですね。それで、何らかの決議というのは、どういう何らかかかというと、世界中の国々が核兵器禁止条約を結ぼうとしているとき、大網白里市議会は、日本政府に、唯一の被爆国としての責任を果たすよう何らかの決議を上げてほしい。つまり、今、核兵器禁止条約が結ばれようとしているそういう状況の中で、日本政府が被爆国としての責任を果たしてほしい、そういう決議をしてほしいということですから、1986年の非核都市宣言をしたときのそういう宣言とは違うと思うんですよね。今の、今の情勢の中での日本政府に対する、その責任を果たすような決議をしてほしいと、こういうことですよ。私は、そういう決議をすべきだというふうに思いますね。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 そうしたら、そういう内容の、言葉をかりちゃうけど、今、蛭田委員がおっしゃったような内容の請願なり陳情なりにされたらよろしいんじゃないですか。それで、採決ということでしたら、私も賛成とか反対とかという意思表示ができますけれども、今の段階だったら、この決議はしてあるんだから賛成ですよ。だけど、どういうふうに採決するんですか。何を改めてすると言ったら、今、蛭田委員が言ったことを、本議会が国に、何で日本だけ参加しないの、おかしいじゃないかということを、意見を出してほしいということでしょう。

(「うん」と呼ぶものあり)

○宮間文夫委員 そうすると、内容が違うじゃないですか、この陳情第1号と。

(「うーん」と呼ぶものあり)

○宮間文夫委員 どこにも書いていないですよ、陳情第1号に。だから困っちゃっているんで

す。

○蛭田公二郎委員 よくわかんないんだけども。

○宮間文夫委員 よくわかんない、何でよくわかんない。

○蛭田公二郎委員 いやいや、ここに書いてあるとおりのことが陳情なんですよ。だから、ここに書いてある陳情を、いわば本議会でですよ、受け入れると、受け入れて、そういう内容の決議をしようかと、あるいは、そうじゃないかということだと思っんですよ。それで、この陳情の決議をしようということになれば、この趣旨に合った陳情を、決議を議会としてまとめて決議するということですね。

(「うん」と呼ぶ者あり)

○宮間文夫委員 わかりません。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 この陳情書の中で、結局、何をおっしゃられたかといいますと、大網白里市が平和を願う、強く願いをしたということ为先駆けて宣言してほしいということでありますので、局長、私ども大網白里で出している非核平和都市宣言の条文は、今、改めてわかりますか。ちょっと読み上げていただければと思います。

○秋葉好美委員長 はい。

○安川一省議会事務局長 わかりました。

大網白里市非核平和都市宣言に関する決議、世界の恒久平和は人類共通の願望である。しかしながら、世界においては、今なお核軍備の拡張が依然として続けられ、世界平和に脅威をもたらしていることは、まことに憂慮に耐えないところである。我国は、世界で唯一の被爆国であり、また平和憲法の精神からも、二度と再びあの広島と長崎の被爆による惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

よって、大網白里町は、「核を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを願い、一日も早く核兵器の全面禁止、完全廃絶と世界平和を訴え、この人類共通の大義に向かって不断の努力を続けることを決意し、ここに「非核平和都市宣言」を決議する。昭和61年3月26日大網白里町議会。

今、私が申し上げたのは、当時の原文そのままでございます。

以上です。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 今の条文以上のものが求められるところ、何が求められるのかなという

のが、私には、現在、この陳情書からは見当たらないと思っております。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

○蛭田公二郎委員 今、読み上げたのは現物そのまま、まさに核の持ち込み、非核三原則は守り、そして大網白里市としては、平和を求め、核兵器の廃絶を求めている、そういう宣言をしたんですね。それで、今ここで言っている、陳情者が言っているのは、日本政府に対して、核の唯一の被爆国としての責任を果たすことを求める、そういう何らかの決議ということですから、今の非核都市宣言の中には、そういう、政府に対して求めるという内容は持っていないですよ。平和を求め、核廃絶を私たちは求めますよという内容であってね。

それで今やはり大事なのは、日本政府が、今の I C A N がノーベル賞をもらったような、そういう運動の中で、世界的な流れの中で、核兵器廃絶という、そういう流れを日本政府が、核兵器禁止条約の問題は別にしてもね、そういう役割を今、果たすべきじゃないかというのが、多くの国民の声であって、今回の陳情もまさにそういうことなんですよ。

大網白里市議会は、日本政府に対して責任を果たすような何らかの決議を上げてほしいということなので、今までの立派な宣言があるけれども、それをさらに進んでというか、自らのを高らかに宣言しただけじゃなくて、日本政府に対して行動をとってくれ、とるべきだとそういう決議をすべきだということなんです。だから、それは違うんですね。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 陳情のご意見はごもっともですが、特に委員会といたしましても、新年度予算案を含めて、いろいろ審議しなきゃいけないものがいっぱいありますので、お互いの意見は主張しましたので、あとは決をとっていただければと思います。

○秋葉好美委員長 皆さんよろしいでしょうか。

○宮間文夫委員 いや、時間がないのは関係ないんだけど、その、何だろう、蛭田委員が、これは何、陳情者ではないけれども、陳情者の思いを意見として述べている、私は聞いているんですけど、この陳情項目の文言に、さらに日本政府へ条約締結と核兵器廃絶に積極的にかかわってほしい旨提言していただきたいということと、陳情第1号の1ポツ、核廃絶に向けて、議会として決議をすることを求める陳情というのが、陳情項目と陳情の文言が、何度も言っていますが、決議はしている議会なので、何の決議をするのかということとをここで採決されても困るんですよ。

だから、この項目の内容を改めて請願なり陳情なりしていただいて、それで委員として、

それに対して賛成ですか、反対ですかと聞かれれば、どちらか意思表示しますよ。これでは、採決されても、意思表示のしようがないということを何度も述べているじゃないですか。

○秋葉好美委員長 はい蛭田議員。

○蛭田公二郎委員 改めてもう一回言いますけれども、私が言っているのは、陳情項目とこう書いてありますね、一番下に、このことなんですよ、陳情項目。何を陳情しているかということですよ。それで、私が言っているのは、世界中の国々が核兵器禁止条約を結ぼうとしているとき、大網白里市議会は、日本政府に、唯一の被爆国としての責任を果たすよう何らかの決議を上げようとし、このことを言っているんですね。

○宮間文夫委員 はい、だからわかっている、それは。書いてあるんだから。

○蛭田公二郎委員 書いてあるんだからね。

○宮間文夫委員 だけど、我々の立場として、この陳情第1号の文言をもう一度読んでくださいよ。この決議をすることを求められているんですよ、本議会は、この陳情者から。

○蛭田公二郎委員 そうですよ。

○宮間文夫委員 決議はもうしちゃっているんですよ。だから、また改めてここで、中身は違おうが、決議をするということに対して賛成ですか、反対ですかと聞かれても困っちゃうんですよ。私は、一議員として。よろしいですか。

○秋葉好美委員長 意見がもうこのままやっていたらちょっとおさまりつかないような気がいたしますけれども、この件については、どのように持っていくますか。

（「先ほど、田辺委員がおっしゃったとおりでよろしいと思います」と呼ぶ者あり）

○秋葉好美委員長 はい。

○森 建二副委員長 改めて、結局、この陳情を改めて発信をすることとするのか、そうしないのかという、そのいずれかしかないでしょうか

（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 この、事務局、何だっけ、これ、保留というのは、どういう意思表示をすればいいんだっけ。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 宮間としては、この陳情は継続審査にさせていただきたいです。

○秋葉好美委員長 ほかの委員の皆様は、どうですか。

○田辺正弘委員 局長、継続というのは、同じ内容を審査するというんですね。

○秋葉好美委員長 局長。

○安川一省議会議務局長 はい。ここにある原文そのものを継続審査するということです。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 本意は、出し直してもらいたいんですよ、中身を。さっきから、私言っているように。蛭田委員も代弁しているように、この項目の中身、これを前面に出して、もう一度出してもらいたい。そうしたら、賛成、反対の意思表示が、自分としてはできるから。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 では当事者に質問するのも失礼なんですけど、この江浦さんが我々のこの意見を聞いて、一旦取り下げるとか、そういうことはできないんでしょうか。

○秋葉好美委員長 局長。

○安川一省議会議務局長 文書によって取り下げることが可能です。

一般的な流れですと、委員の中で継続審査を求める声があった場合には、委員長が継続審査について委員に諮る、継続審査に多数であれば継続審査の方向にいきますし、いやいや、継続審査ではなくて、今日何らかの採決をしようということであれば、次に本案に対する採決を行う、2段階方式になるものと思います。

以上です。

○秋葉好美委員長 今のご意見でいかがですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 この陳情第1号については、継続審査のほうでよろしいと思う委員の方の挙手を求めていますか。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成多数となりますので、この陳情第1号、核廃絶にむけて、議会として決議することを求める陳情は、継続審査となります。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 陳情第1号、継続審査と決まりました。

以上で陳情第1号の審査を終わりにいたします。

◎陳情第4号 提出されていない国の法案について、推進してほしい、という内容の陳情を、採択までするのは、市民の為にならないので、第4回定例議会陳情第9号10号の採択を、撤回してもらうための陳情

○秋葉好美委員長 次、行きます。

次に、陳情第4号 提出されていない国の法案について、推進してほしい、という内容の陳情を、採択までするのは、市民の為にならないので、第4回定例議会陳情9号10号の採択を、撤回してもらうための陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見をお伺いいたします。

森副委員長。

○森 建二副委員長 この陳情につきましては、趣旨を鑑みますと、結局は、前回、平成29年第4回定例議会、陳情第9号10号が不採択になったものを取り下げなさいという形のものになります。

本来、この陳情の……、前回、第4回定例議会で、昨年の第4回定例議会で陳情第9号、10号が採択、不採択になったことに対して、この不採択になったことを撤回してほしいということになろうかと思えます。これにつきまして、これは、ほかの委員会ですかね、総務常任委員会で決議をして、その上で、本会議で採択、不採択ということ。

○秋葉好美委員長 この問題……

(「文教です」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 文教です。

(「文教常任委員会で、失礼しました」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 文教です、だから文教福祉の……

(「僕が向こうに入りますね」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 はい。

○森 建二副委員長 文教福祉常任委員会で不採択、その上で、本会議で不採択が支持をされた。

○田辺正弘委員 委員会は採択だったでしょ。

(「採択です」「委員会は採択です」「本会議で採択」と呼ぶ者あり)

○森 建二副委員長 ということ、結局は、前回の大網白里市議会として出した結論を直せということになるかと思しますので、私としては、趣旨はともかく、前回の議会での決議を覆すというのは、ちょっと現状、いかがなのかというふうに思います。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかに。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私もこの陳情にあるように、こういう陳情9号、10号ですか、前回のときの陳情というのは、ちょっと何か違和感があったんですね。

というのは、その議論をしたときも、受動喫煙について政府がどういう案を出すのかということがまだ決まっていなかったんですね。それで1月になって出ましたよね、大体、政府の案はこんなことだというのが1月末頃に出たと思うんですけども。去年、1年前に通常国会に出したと思ったのと、今回かなり違うんですね、大幅な後退というふうに言っていると思うんですけども。ただ、去年11月の段階で出された陳情では、まだ海のものとも山のものともわからないにもかかわらず、あの陳情の内容というのは、2つの団体から、「国の議論結果を優先し」とか「導入し」とかいうことで、まだ国がどういう結論を出すかわからないのに、そういう、わからない国の方針を優先しろと、こういうのというのは、本当にどういうことなのかなと違和感を覚えて、どちらにしても、かなり受動喫煙に対しては、やはり、何ていうんですかね、あまり積極的に進めることに対しては、反対という立場だったんですよ。

それにしても、その内容についての賛否でなくて、そういう陳情に対してはちょっと違和感があったので、私はそういう意味で、今回の陳情は理解できますし、賛成したいと思います。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 事務局にお尋ねします。

第4回定例議会陳情9号、10号の採択を撤回する方法があるのでしょうか。

○秋葉好美委員長 局長。

○安川一省議会事務局長 既に採決分を撤回するというのは、法的にいかがなものかとは思いますが。

○秋葉好美委員長 ということです。

○安川一省議会事務局長 違法とは言えないかもしれませんが、難しいと思います。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 事務局、どういう手順を踏んだら、そういう違法でない撤回が可能なんですか。

○秋葉好美委員長 局長。

○安川一省議会議務局長 これが正当な回答になるかどうか。本会議で決したことについて、議会運営委員会を開催し、そのときの判断、議会としての対応がどうだったのか、さらには、その審議内容ですね、文教福祉に係る審議内容が適正であったのかどうか、そこを掘り下げた上で、改めて協議をするということになるろうかと思えますけれども、前回の文教、それから本会議での採決、手続上、何の問題もなかったと考えます。

以上です。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 ちょっと苦しみちゃって悪いんだけど、事務局に対してね。これは、陳情第4号として本定例会で上がってきて、文教福祉常任委員会に付託されているわけですね。それで、手続上の問題として、この委員会で、この陳情は妥当だとして撤回ということの本会議に上げるの。

○秋葉好美委員長 局長。

○安川一省議会議務局長 採択にしても、不採択にいたしても、委員長報告のうえ、本会議で採決をいたします。それで、委員長報告と本会議の採決が同じになるかどうかは、そのときの皆様のお考えだと考えます。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 ですからね、採択に本会議でなった場合、だから要は、この陳情第4号を付託されている本委員会で採択して、それで本会議でも採択されれば、それは、この第4回定例議会の陳情9号、10号は撤回されるということでもいいんですか。

(「ちょっと休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時28分)

○秋葉好美委員長 それでは、再開いたします。

(午前10時32分)

この、第4回定例議会におかれましては9号、10号の採択を撤回してもらいたいという陳

情の審査なのですが、これについて皆さんと討議をいろいろしたんですが。

(「まだ意見あります」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 まだ意見ある。宮間委員。

○宮間文夫委員 またさっきと同じような話になっちゃうんだけど、趣旨が書かれていますよね、陳情第4号の趣旨が。これは陳情者の意見だと思うんだけど、陳情第4号の1ポツでは、「第4回定例議会陳情9号10号の採択を撤回してもらうための陳情」というふうになっておりますので、これについて本委員会が撤回する——本委員会というか、私は一員ですけども撤回するつもりはないんですが。この内容、本陳情の趣旨の中身が、改めて現状、今現在の段階での請願なり陳情なり出していただけるのであれば、またその段階で審査することは当然しなければならないと思います。

以上です。

○秋葉好美委員長 いかがでしょうか。

森委員。

○森 建二副委員長 結局、端的に言えばこれは、先ほども私申し上げましたが、前回市議会で採択したものを、何がしかの瑕疵があって正しくなかったということであれば、改めて今回採択の撤回をするということはある得ても、現時点で何か問題があったということはないと私も認識をしておりますので、それであれば、この陳情を採択するということはちょっと現時点ではあり得ないかと。大網白里市議会を否定することにつながりますので、採択は撤回すべきではないと思います。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 私も森委員と同じ意見です。

○秋葉好美委員長 倉持委員。

○倉持安幸委員 採決をしてもらいたいですよ。本会議で決議されたものですから、それを撤回というのはあまりにも逸脱した陳情ですよ。採決しちゃってください、と私は思います。

○秋葉好美委員長 よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 少数となりまして、よって、陳情第4号は不採択となりました。

それでは、以上で陳情第4号の審査を終わります。

ここで暫時休憩、5分休憩したいと思います。

(午前10時35分)

○秋葉好美委員長 再開いたします。

(午前10時43分)

◎付託議案の審査及び平成30年度予算概要について

○秋葉好美委員長 各課から付託議案及び新年度予算の概要について説明を受けます。全ての課の説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、社会福祉課を入室させてください。

(社会福祉課 入室)

○秋葉好美委員長 社会福祉課の皆様、ご苦労さまでございます。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いします。時間の関係もありますので簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

○石川普一社会福祉課長 課長の石川です。副課長の糸日谷です。

○糸日谷 昇社会福祉課副課長 糸日谷です。よろしくお願いします。

○石川普一社会福祉課長 社会福祉班長、齊藤です。

○齊藤康弘社会福祉課主査兼社会福祉班長 齊藤です。よろしくお願いします。

○石川普一社会福祉課長 こちら保護班の班長の谷川です。

○谷川充広社会福祉課主査兼保護班長 谷川です。よろしくお願いします。

○石川普一社会福祉課長 それから、同じく保護班の古内でございます。

○古内崇介社会福祉課主査 古内です。よろしくお願いします。

○石川普一社会福祉課長 では、今回の予算につきましてご説明申し上げます。

資料の1ページ、総括表をごらんいただきたいと思います。

まず、歳入合計でございますけれども11億6,307万2,000円で、前年度と比較しますと414万1,000円の減となっております。

次、歳出のほうですが、合計で16億5,630万5,000円となりまして、前年度と比較しますと

1,222万8,000円の減となっております。事業といたしましては、前年度と比べまして大きな変更点はございませんで、予算額もほぼ前年並みとなっております。

次に、主な事業内容についてご説明申し上げます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページは、社会福祉団体支援事業ということでございまして、これは市民参加によります福祉を推進するために、地域福祉活動団体に対しまして運営支援を行うための補助金等を計上しております。予算額は合計で5,020万7,000円になります。前年度と比べますと9万4,000円の減となっております。

こちらは変更点がございまして、備考のところ、ちょっと字が細かいんですがごらんいただきたいと思うんですけども、1の聴覚障害者協会が会員の減少によりまして昨年の3月に解散をしました。これにかわりまして、新しく山武郡市全体を活動エリアとして、山武郡市聴覚障害者協会というものが発足しました。そういうことから、解散に伴いまして、こちらの社会福祉課所管の予算からはこの聴覚障害者協会に対して補助金がなくなりました。そのかわり、秘書広報課の所管なんですけど、郡の市町会のほうから補助金が出るようになりまして、そちらのほうの予算に組み替えをしておりますので、若干減となっているところでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは福祉手当支給事業になります。予算額としては1億683万1,000円ということで、前年度より800万円程度の減となっております。

主な内容ですが、20節をごらんいただきたいと思います。20節扶助費ですが、2番目に特別障害者手当というのがございます。これは障害者の1級、2級の方など重度の障害をお持ちの方を対象として給付するものでございます。それから、3行目に重度心身障害者医療費助成金。これは先ほど請願のほうでもご審議になっていましたが、これも重度の障害者に対して医療費の助成を行っているものでして、来年度は8,200万円の予算を計上しております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

障害者自立支援給付事業ということで8億1,331万5,000円となりまして、前年度より1,620万7,000円の増額となっております。

主な事業内容としましては、20節の扶助費でございまして、一番上の障害児通所等給付費。これは障害児に対しまして、例えば特別支援学校から帰った後、引き続いて自宅以外のと

ころで過ごすことのできる場を提供するというような、放課後デイサービスとか、またはもう少し小さいお子さんの居場所ということで、障害児の保育所版となりますけれども、児童発達支援という事業がございます。こういったサービスを利用している方に対して給付するものです。

2番目に、障害福祉サービス費。これが一番大きいんですけども、これは障害者の方が自立した生活を送るために必要な居宅介護とか訪問介護、就労支援という、こういったサービスを提供するものです。こちらは昨年度より増額しておりますが、サービスが普及しまして、利用が定着して増えてきているということなどが要因でございます。

続いて、10ページをお開きいただきたいと思えます。

生活困窮者自立促進支援事業ということですが、合計で1,192万9,000円になります。こちらは27年度から施行されまして実施しております生活困窮者自立支援法に基づく事業となります。

主な事業は13節をごらんいただきたいと思えますが、1,060万円ということで、これは委託事業として行っているわけなんですけども、生活困窮者の生活上の困り事の相談を解決したり就労先を紹介したりして、困窮状態からの脱却を早く目指すようにしていくということで、市町村の必須事業として行っているものでございます。福祉関係事業者の委託事業として行っております。

続いて、11ページを開いていただきたいと思えます。

生活保護事務費になっております。予算額の合計としては740万8,000円になります。このうち7節に賃金を計上しておりますけれども、この賃金は、就労支援員という職員を配置しております費用になります。これは、生活保護受給者の方が自立できるように、ハローワークと連携しまして就職相談への同行とか面接指導、それから履歴書の書き方、こういったことを丁寧に指導して、きめ細かな支援を行っております。今後もこれを継続していきたいということで予算を計上しております。

続いて、12ページをお開きいただきたいと思えます。

これは生活保護扶助費になります。予算額としては6億470万円でございます、若干減となっております。これは、生活保護に係る各種扶助費となっております、最低限度の生活の保証、それから自立の助長、こういった業務を行っているところでございます。

以上でございます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました新年度予算の概要について、ご質問のある委員

の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 12ページの、今最後に説明がありました生活扶助費。これが大きいわけですが、年々生活保護人口は増えていると思うんですが、前年度より減っているというのは、実際には受給の動向というのはどのぐらいなのでしょう。

○秋葉好美委員長 谷川主査。

○谷川充広社会福祉課主査兼保護班長 ここ5年間で若干毎年度微増している傾向があるんですが、昨年度につきまして10月ぐらいの予算編成時に精査したところ、昨年度はちょっと金額を多く取り過ぎてしまったというのがありまして、精査した結果、若干減ったという形になっていますので、人数的には少しずつ伸びている感じになっております。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 ほかに。

倉持委員。

○倉持安幸委員 関連しますが、何世帯、何人いるんですか。

○秋葉好美委員長 谷川主査。

○谷川充広社会福祉課主査兼保護班長 平成30年2月1日現在で、世帯数が239世帯、人員数が284名となっております。

世帯内訳として、高齢者世帯が156世帯、障害者世帯が41世帯、傷病世帯が30世帯、母子世帯が5世帯、その他世帯が7世帯となっており、高齢者・傷病・障害者、こちらが全体の95パーセントを占めていて、全国平均から比べますと全国平均は79パーセントとなっていますので、本市においては、その他世帯の割合がとても低い傾向にあります。その他世帯というのは、働ける稼働年齢層のいる方の世帯になりますので。

以上です。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 高齢者が156世帯、障害が41世帯、それから傷病が30、母子世帯が5、その他が7と。すみません。

○秋葉好美委員長 ほかに。

森副委員長。

○森 建二副委員長 8ページ、20番の扶助費。障害福祉サービス費の中で、就労支援が定着して増えてくるということですが、これは定着というのは、結局就労支援を利用する方が

いい意味で増えてくるということ。費用が増えてきているということは、これは言ってみれば、市民のためになっているという考えでよろしいのでしょうか。

○秋葉好美委員長 石川課長。

○石川普一社会福祉課長 これにつきましては、介護保険と同じような形でケアプランというのを作成するような形で、制度が改正されてきたんです。それが平成24年、5年ぐらい前なんですけれども。そういった制度の改編がございまして、ケアマネジャーの方が本人の状態に応じて必要なサービスプランを、計画をつくるということがあって、利用する種類とか量も定着してきていると。

それからもう一つは、自立していくためにはやはり就労というのが必要になってきますので、そういった就労サービスというのもやはり使う方が増えてきているという状況があります。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 ということは、そういったサービスが、言ってみれば周知されることが増えるという、利用が増えるという。ケアマネさんがプランをつくることが増えている。ということは、市民にとってはいいことであるという考えでよろしいわけですね。

○秋葉好美委員長 石川課長。

○石川普一社会福祉課長 そうですね。専門家のアドバイスを受けながら自立した生活ができるように、いろいろな手だてが講じやすくなるということです。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 11ページの臨時職員は、まず何名ですか。

○秋葉好美委員長 谷川主査。

○谷川充広社会福祉課主査兼保護班長 臨時職員は就労支援として1名、月曜日から金曜日までフルタイムでお願いしております。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 今度は9ページ、内容は庄ぜんの活用ですが、今後はどうする予定というか、計画は何かあるんですか。

○秋葉好美委員長 石川課長。

○石川普一社会福祉課長 財政状況が厳しくなっている中で、市が主体で新たな施設をつくるというのはなかなか厳しいというふうに考えておりますので、周辺の土地利用も含めて、民間事業者と一緒に何らかの事業を展開していきたいなということで、今、模索中

だということでございます。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 だいぶ前も、何年か前にも庄ぜんの土地利用につきまして質問したことがあるんですが、福祉事業とか福祉がどうのこうのじゃなくて、バイパスという一等地の条件の中でそういう利活用はいかがなものかという、私は意見を述べているんですが。

ちょっと道一本引っ込んだところでもそういう事業はできますし、土地ありきで、市のものを土地を買ってまで余分な出費を少なくするために、そこを活用するという考え方もありますけれども、商業地の一等地において、そういう活用方法を模索するのもいかがなものかという意見を私は述べさせていただきます。

○秋葉好美委員長 石川課長。

○石川普一社会福祉課長 沿道地につきましては、商業サービスに適した土地でもございますので、そのへんは民間事業者の方がどういった開発をするのかといったところも含めて、慎重に事業を進めていきたいなと思います。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 慎重に、よろしくお願いします。

以上です。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 関連ですが、今、旧庄ぜんの建物はどのような団体がどのような形で使われる形になっているのでしょうか。

○秋葉好美委員長 齊藤主査。

○齊藤康弘社会福祉課主査兼社会福祉班長 社会福祉協議会の瑞穂支部が一部事務所として活用しております。2階の宴会場とかでなく、1階のお店があったところとかは、一応市の書庫的な、荷物置き場的な形で使っております。

以上です。

○森 建二副委員長 そうしますと、団体としては社協瑞穂支部のみということでしょうか。

○秋葉好美委員長 齊藤主査。

○齊藤康弘社会福祉課主査兼社会福祉班長 そのとおりです。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

田辺委員。

○田辺正弘委員 委託料は1,470万も、というのは失礼ですけれども、計上してありますが、この指定管理者、随分大きな金額のように私は感じたんですが、どういう内容でしょうか。

○秋葉好美委員長 石川課長。

○石川普一社会福祉課長 そこにあります社会福祉協議会が入居しております、福祉会館というのがあります。あれが市の建物と課の所管の市の施設なんですけれども、そちらの維持管理費と、その中にもう一つ障害者事業で福祉作業所が入っております、そちらの運営費をここで計上しております。ですから、庄ぜんではなくて福祉会館の事業のための経費になっております。

○田辺正弘委員 そうか。失礼しました。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 関連で。福祉会館のエアコンは結局どうなっていますでしょうか。

○秋葉好美委員長 石川課長。

○石川普一社会福祉課長 先月、空調設備が壊れてしまいまして、それを改修する予定で今進めておりますが、まず大きな改修になりますので、設計をしていかないと工事に入れないということになります。設計につきましては、年度内での施行も考えたんですけれども、ちょっと年度内では設計が終わらないということがございまして、年度明けてすぐ設計を発注しまして、その設計ができた段階で工事に入るということを予定しています。

ですから、ちょっと夏場の対応ができないので、そのへんは社会福祉協議会と相談しながらの対応を考えています。

○秋葉好美委員長 森副委員長。

○森 建二副委員長 社協の職員の方も常駐でいられますし、また作業所の方ですとか、いわゆる社協の方々がこれからの夏はちょっと恐怖に近いと思いますので、お金がかなりかかるんじゃないかということも聞いておりますが、引き続き、ぜひご努力いただきますように、よろしく願いをいたします。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

宮間委員。

○宮間文夫委員 生活保護のことなんですけれども、社会福祉課は本庁舎の何階でしたか。

○秋葉好美委員長 石川課長。

○石川普一社会福祉課長 1階になります。

○宮間文夫委員 生活保護受給者に対する一つの役所の役目というのは、就労支援というか、働けるようにして社会復帰してもらおうということが一つあるんじゃないかと思うんですけども。ハローワークを、狭隘な庁舎だけれども本庁舎に置くことによって、例えば受給者とお話しするときにお連れして働き先を見つけてもらおうとか、そういうような方法はあるんじゃないかと思うんだけど。狭隘さとハローワーク側の考え方もあるだろうけれども。ハローワークに行ってもらおうということはやっていますか。

○秋葉好美委員長 谷川主査。

○谷川充広社会福祉課主査兼保護班長 ハローワークと協定を結びまして、月3回ハローワークの就労ナビゲーターの方が社会福祉課の奥の椅子に、予約制で控えていただいて、1人1時間ということで面談をして、事前にハローワークに情報を与えておいて、こういう仕事があるよと言えば求人票を持ってきていただいて、面談を月3回行っております。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 そういうことを私は言いたいわけなんだけれども、あまり知られて、くない。

働けるのに働かないで受給している人もいます。そういう人に対する指導を、ハローワークへ行ってください、あるいは月3回予約制でやっていますよじゃなくて、常駐していたら一緒に行けと。具体的にお答えください。

○秋葉好美委員長 谷川主査。

○谷川充広社会福祉課主査兼保護班長 先ほど申し上げたうちの被保護者に関しますと、その他世帯という部類にあたる方が就労可能な方ですので、こちらは臨時職員で雇用していません就労支援員のほうが常にその方とコンタクトをとって、声をかけて、そちらのハローワーク等の面談にマッチングさせて、声をかけて就労支援を実施しております。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 ハローワークに行ってくださいと言って、そのままの場合もあるんじゃないの。

私がポイントとして言っているのは、働きたいけど働くところがないという形で、働けないということで生活保護をもらっているとしたら、近くにあればすぐお連れできるでしょう。そういう感覚ですよ。難しい点はいろいろあると思いますけれども、そういうふうにして就労支援をするとスイッチが入るんじゃないかなと、そういうこと。

○秋葉好美委員長 谷川主査。

○谷川充広社会福祉課主査兼保護班長 やはり生活保護の方は車が基本的にはだめですので、どうしても電車に乗っていくというと、お金もかかるし大変だということで、その就労支援が場合によっては、被保護者の方を同行して蘇我のハローワークに行くという手段もかなりやっておりますので、そのへんは努力して、寄り添って就労支援のほうを実施しております。

○秋葉好美委員長 宮間委員。

○宮間文夫委員 庁舎にあるともっといいんじゃないかなということです。

終わります。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 同意します。私も会社をやめたときにハローワークに何度か行きましたが、どうしても蘇我か東金かという形になりますので。

多分、今のシステムであれば端末一つあれば情報はとれる形、あとはセキュリティの問題だけだと思いますので。それはハローワークの問題だと思いますが、ぜひ役所としてもそれは、ぜひその情報が常にとれる状況にあれば、わざわざ蘇我なり東金なり行く手間とお金はなくて、非常に気軽にできると思います。また、職員の方も、そちらで情報もとれますんでという形でご案内できると思いますので、それは私からもぜひ強く、今後の話ですけども、お願いしたいと思います。

○秋葉好美委員長 谷川主査。

○谷川充広社会福祉課主査兼保護班長 研究させていただきます。

○秋葉好美委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、社会福祉課の皆様、退席して結構でございます。ありがとうございました。

(社会福祉課 退室)

○秋葉好美委員長 それでは、社会福祉課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等はございませんか。

宮間委員。

○宮間文夫委員 ほかの委員にないんであれば正副一任。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、以上で社会福祉課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

それでは、次に、子育て支援課を入室させてください。

(子育て支援課 入室)

○秋葉好美委員長 子育て支援課の皆様、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第30号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査を行いますので、説明をお願いします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

それでは、はじめに課長から職員の紹介をお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 まず、副課長の糸井です。

○糸井陽子子育て支援副課長 糸井です。よろしくお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 それから、児童家庭班長の島田です。

○島田洋美子育て支援課主査兼児童家庭班長 島田です。よろしくお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 保育班長の菊池です。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 菊池です。よろしくお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 課長の松戸です。よろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

それでは、議案第30号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

この条例改正につきましては2点ありまして、1点目が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正による保育所等の支給認定証の任意交付化に伴い、本市においても同様の措置を講ずるものです。これまでは、保育所等の利用申請を受けた場合、支給認定証の交付が必要でしたが、別途通知書に認定内容を記載することで支給認定証の交付が不要となり、保育者が希望する場合にのみ交付することが可能となり、本改正により保育所入所事務の軽減につながるものです。

2点目は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一

部改正に伴い、条例第15条第1項第2号で引用する法第3条第9項の規定が、同条第11項に変更となることから、条例を改正するものです。

なお、施行につきましては、平成30年4月1日を予定しております。

以上です。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第30号について、ご質問等があればお願いいたします。

(「ありません」「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 ないようなので、次に新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

○松戸敏彦子育て支援課長 子育て支援課が所管いたします平成30年度当初予算案について説明させていただきます。

資料に沿って予算案の概要を説明させていただきます。

まず、資料の1ページ、総括表をごらんください。

歳入につきましては、前年度と比較しますと2.5パーセント、3,578万7,000円減の13億7,713万円を見込んでおり、当課が行う各種事業に対する国・県からの負担金や補助金が主な内容となっております。

次に歳出ですが、前年度と比較しますと8パーセント、1億6,223万9,000円増の22億243万1,000円を計上しました。なお、事業項目の中で金額の大きいものは、民間教育・保育施設給付費の6億4,911万8,000円、児童手当費の6億6,573万1,000円です。また、歳出総額に対する歳入総額の割合は、おおむね63パーセントであることから、当課が行う事業の多くは負担金や補助金で賄っている状況です。

続きまして、主な事業について説明いたします。

はじめに、3ページの簡易マザーズホーム事業です。

この事業は、心身に障害のある児童が保護者とともに通園し、身体の機能訓練をはじめ集団への適応訓練などの指導や相談を行うものであり、第1保育所内の保育室を使って実施しております。指導員の人件費を主な内容として、前年度並みの960万4,000円を計上させていただきました。

次に、4ページの学童保育事業になります。

本市では、7つの公立小学校区において実施するとともに、民間で実施している事業者に対しまして補助金を交付しております。新年度も引き続き、定員に余裕のある教室では小学校4年生以上の受け入れを実施します。事業費は、前年度と比較しますと237万5,000円

減の6,967万7,000円を計上しております。財源としては、基準の3分の1ずつが国・県からの補助金となっております。

次に、7ページの出産子育て支援事業です。

新生児の健全な育成を図るため、引き続き実施してまいります。子育て支援策を総合的に行っていくことを基本に、従来どおり第3子以降の出産支援金を給付することとし、400万円を計上させていただきました。

次に、8ページ、児童扶養手当支給事業になります。

ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助けるため、手当を支給する内容となります。支給額は、対象となる児童の人数や所得に応じて上限がありますが、前年度比485万1,000円減の1億6,745万円を計上しました。財源につきましては3分の1を国庫補助金で見込んでおります。

続きまして、9ページのひとり親福祉対策事業になります。

母子の安全、ひとり親家庭の自立促進という面で大変有用な事業と認識しております。市では、母子・父子自立支援員兼婦人相談員を1名配置しており、報酬として134万2,000円を計上しました。また、20節のひとり親家庭自立支援教育訓練給付金や、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金といった扶助費につきましては、直近の利用状況を考慮して280万円を計上しました。財源につきましては、4分の3を国庫補助金で見込んでおります。

次に、10ページの要保護児童対策事業です。

近年、虐待など家庭相談件数が増加する中、見守るべき家庭への対応を図るため、引き続き要保護児童対策地域協議会代表者会議をはじめ、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関や専門家との連携をさらに深めてまいります。家庭相談員2名分の報酬を中心に、271万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、12ページ、児童福祉施設整備事業になります。

増穂保育所隣接地に児童保育施設を整備するため、2カ年事業として昨年6月補正により継続費を設定させていただきました。事業費といたしましては、施設開設に伴う準備経費を含め2億8,012万5,000円を計上したところであり、国・県の交付金及び児童福祉施設整備事業債を活用して整備を行うものです。

次に、13ページの民間教育・保育施設給付費になります。

内容につきましては、市内の私立保育園及び管外への委託を行う保育園等に対する運営費として、また、認定こども園等への施設型給付費及び小規模保育等に対する地域型保育給

付費として支出するものであり、前年度と比較しますと3,258万5,000円増の6億4,911万8,000円を計上しました。

増額の主な要因につきましては、本年1月にみどりが丘において、1・2歳児を対象とする地域型保育施設である、小規模保育施設「ピッコロ」が開園したところであり、さらに本年4月には、これまで地域型保育施設として運営を行っていた小中地区のこなか保育園が認可保育所へ移行する予定であり、定員はあわせて27名増と増えることから、保育所運営費が増加しております。なお、児童数ですが、施設や保育士の配置状況等を勘案の上、最大限の受け入れを見込むこととして、市内3つの私立保育園に管外委託を含め419人分の運営費を13節の委託料として計上いたしました。

また、認定こども園等への施設型給付費及び地域型保育給付費につきましては、合計で89人の利用者を予定し、その性質から19節の負担金補助及び交付金に区分し計上しました。なお、これらの財源といたしましては、保育費を差し引いた額の2分の1を国庫負担金、4分の1を県負担金で見込んでおります。

続きまして、14ページの民間保育所運営事業になります。

市内の私立保育園及び小規模保育や家庭的保育といった地域型保育事業が行う特別な教育内容に対する補助金や、民間保育施設で勤務する常勤保育士の処遇改善に対する補助金となります。予備保育士を配置したり、子育て支援センターの運営、延長保育、一時保育、病後児保育などの事業や、常勤保育士1人につき1カ月当たり2万円を助成するものであり、国・県からの補助金を財源とし、9,542万5,000円を計上しております。

続きまして、15ページの保育所事務費と16ページの保育所管理費です。

いずれも公立保育所の運営管理に必要な経費として計上しております。内容につきましては、育児休業の代替や発達障害児等の支援が必要な児童の受け入れに伴う人員の加配、また時間外保育等に対応するための、臨時職員等の雇用に要する経費が主なものです。そのほか、給食材料費や施設管理上の委託料などを計上しております。

次に、17ページの保育総務事務費です。

これは、新規事業として病児保育利用者に対する利用料助成金制度を創設しました。体調に不安がある子どもを病児保育施設に預けた場合、1回の利用につき1,000円の助成をするものです。

次に、18ページ、子ども・子育て支援事業になります。

この事業につきましては、まだ保育所等に入所していない児童とその保護者を対象に、交

流の場を提供するもので、第1保育所内の保育室を活用し、公立の子育て支援センター、マリールームを実施しております。また、新規事業として市直営のファミリーサポートセンターを子育て支援課内に開設し、保護者へのさまざまな支援を行います。臨時職員の賃金や手当を主な支出内容として、535万2,000円を計上しております。この財源につきましては、国・県からそれぞれ3分の1ずつの補助金を見込んでおります。

次に、19ページの児童手当です。

子どもの養育にかかわる経済的負担の軽減を図るため、中学生までの児童に対して手当を支給するものです。新年度におきましては対象児童数5,100人程度を見込み、前年度比1,176万円減となる6億6,573万1,000円を計上させていただきました。財源につきましては支給区分ごとに国・県・市の負担割合が定められ、代表的な例で申し上げますと、3歳以上の支給額の場合、3分の2を国、6分の1を県、そして残る6分の1を市が負担する仕組みとなっております。

最後に、20ページの子ども医療対策事業であります。

市では、子どもの医療費に係る経済的負担を軽減し、子どもの健全育成を図るため、通院、調剤、入院全てにおいて中学校卒業までの児童を対象に医療費の助成を行っております。新年度では、前年比448万5,000円増となる1億7,278万4,000円を見込み、この財源として県補助金5,431万9,000円を見込んでおります。

以上が当初予算案の概要となります。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました新年度予算の概要について、ご質問等があればお願いいたします。

森副委員長。

○森 建二副委員長 6ページのひとり親家庭等医療費助成事業、それと9ページのひとり親福祉対策事業、それぞれ対象となる方、もしくは利用されている方の人数を教えてくださいませんか。

それと、13ページ、14ページで民間教育施設への給付及び運営事業の補助等がありますけれども、できましたら、最近こなか保育園がこの4月から認可になったりですとかありますけれども、保育所の小規模ですとか学童保育のものも含めた一覧表的なものがありますか、保育施設の、市内の。

もしあれば、そういった意味でわかりやすいなと思いますので、市内にも保育施設の小規模の分と一般分と、それから違うものであれば、そういったものを教えていただきたい、

一覧的なものがあればいただきたいなということと。

あともう一つですが、先ほど17ページ、病児保育について、施設利用に対して補助金が出るというのは非常にありがたいことですし、私のところでもやはり病後児はあっても病児保育というのはなかなか難しいということで、親御さんから非常に要望を受けることが多いので、ぜひこれの推進をしていただきたいということと、病児保育を今やっっている保育園は何園あるんですか。この3点伺います。

○秋葉好美委員長 島田主査。

○島田洋美子育て支援課主査兼児童家庭班長 では、まず私のほうからは6ページと9ページのほうについてお答えさせていただきます。

まず、6ページのひとり親医療の、どのような方が対象となるかということですが、こちらにつきましては、ひとり親家庭の父または母及びその児童という方が対象となります。児童の場合は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方が対象となります。こちらの対象者数といいますと、受給者世帯になりますけれども、今年度は320名の方が対象となっております。

続いて、9ページのひとり親福祉対策事業の中での対象者ということですが、こちらはひとり親高等職業訓練促進給付金等でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○島田洋美子育て支援課主査兼児童家庭班長 こちらの制度をまず利用できる方につきましては、児童扶養手当の支給を受けていること、または児童扶養手当の支給要件に該当する所得水準であること。それから、資格取得を目的に1年以上の養成機関に修業中であり、資格の取得が見込まれる方。仕事また育児と就業の両立が困難であると認められること。それから、過去にこの給付金を受給していないこと。これら4つ全てに該当する方は利用できます。

本年度は、こちらの事業については利用者はおりませんが、直近で言いますと28年度は5名の方が受給しております。

あともう一つ、同じく自立支援教育訓練給付金というものがあるんですけれども、こちらも制度としましては、先ほど申し上げた方と同じくなります。これの事業を受けた方ですが、今年度は3名の方が受けております。

以上です。

○秋葉好美委員長 菊池主査。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 私のほうから、民間保育所事業のほうと病児保育のほうの助成金について説明させていただきます。

まず、学童保育と保育施設の位置図、案内図については、保護者向けの申請書のパンフレットがありますので、それを後ほどお持ちさせていただきますので、そちらのほうを確認していただけたらと思います。

病児保育の施設につきましては、基本的に小児科の医師が常駐してはできない事業でありますので、保育所の中で事業を行っているというものは、この付近では聞いてはおりません。近くにある施設としましては、白子町にある酒井医院に併設されている施設です。あと、茂原市の緑ヶ丘というところの宮本内科医院、そちらのほうに1カ所、医院に併設されているのが近くにある。あと、千葉市ですと緑区鎌取のほうで、やはり小児科に併設。私のほうで今近隣で知っているのは3カ所です。

○秋葉好美委員長 森副委員長。

○森 建二副委員長 となりますと、この助成金というのは、他市の施設を利用したものに対する助成になるのでしょうか。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 病児保育を他市で利用したケースでございます。病後児保育は、市内でみどりが丘保育園でやっていただいておりますが、病後児保育の利用料につきましては、今みどりが丘保育園を利用した場合には、保育所を利用している方については無料にしておりますので、助成の必要がないと考えております。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 病児についてはなかなか、施設の問題、また保育士さんの受け入れをできるかどうかという人員体制的な問題、あとはやはり病院との連携の問題があるかと思いますが、やはり要望は非常に聞くお話でございますので、潜在的にもかなり希望される親御さん、いらっしゃると思います。やはり端的に言えば、子どもが病気になったとき、保育園は預かってもらえない、そうなる親が仕事を休まざるを得ない、そういう形のことになってしまうかと思いますが、生活者目線という部分では何とかしてあげたいというのが私の議員としての願いでもありますので、各事業者とのいろいろ連絡調整、なかなか難しい面もあるかと思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいことと、また、これも一つ要望ですけれども、保育士の報酬の問題。今年度、県そして市のほうからも助成が出て、ある程度上乘せがあった中ではございますが、やはりさらに東京都内そして千葉市、東葛地区を中心とした地区では、いわゆる給料という部分ではこちらの地区に比べ

ると非常に、どんどん東京に近づくにつれて高くなっている中で、みどりが丘保育園を中心とした話の中でも、やはり人をとられてしまうと。なかなか人を得られる状況にない。人が入ってもすぐやめてしまうという状況を非常によく聞くところでございます。

だからといって、お金をぼんぼんつければいいという問題ではないのかもしれませんが、非常にこれ、我が市としてもゆゆしき問題だと思いますし、やはり子育てしやすい大網白里市というものを標榜していくからには、ある程度ここについては柔軟、なおかつある程度いい形での助成、ないしは保育園に対する助成ですね、が必要になってくると思いますので、引き続きこれは、大変な中だと思いますが、お願いできればという要望をさせていただければと思います。

○秋葉好美委員長 ほかに。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 4ページの学童保育事業ですけれども、今、森委員が保育労働者の賃金の問題を言っていましたけれども、これは学童7カ所で、年々学童の人数が増えていると思うんですけれども。7校の賃金、これは去年より若干下がっているというか、これはどんな理由なんですか。

○秋葉好美委員長 菊池主査。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 昨年度と比較して200万程度、賃金がカットされてあるところなんですけれども、昨年度の予算においては、利用者が増えた場合において人員を追加できるような形で、ある程度余裕を持った予算を持たせていたんですが、今年に限っては財政状況がちょっと厳しいという中で、現状必要な額を最低限見積もらせていただいているところでございます。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 7ページ、第3子以降の出産に対する支援金なんですけれども、これも減っている、減るという見込みなんでしょうか。

○秋葉好美委員長 島田主査。

○島田洋美子育て支援課主査兼児童家庭班長 出産・子育てのほうなんですけれども、こちらはやはり実績ベースをもとに当初予算をとということです、新年度予算に関しましては400万ということで計上させていただきましたが、これまでの経緯を見ますと、おおむね50名前後というところでの実績はありますので。

○秋葉好美委員長 ほかに。

倉持委員。

○倉持安幸委員 12ページの、増穂保育所の隣へ児童保育所を移設中ですが、あれが完成すると何人くらい的小朋友さんが入所可能になっていますか。およそ。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 保育所の入所という形でよろしいですか。

そちらの施設においては、ゼロから2歳のお子さんを19名受け入れる施設になっております。今、増穂保育所のほうは90名というところになっておりますので、単純に見れば19名分増えるんですが、増穂保育所のほうも定員の変更を考えておまして、そこを90から93に変えて3人増やすと。合わせると22人分の受け入れが増える形になります。

○倉持安幸委員 ゼロ歳から2歳まで。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 そうですね、を重点的にします。

○倉持安幸委員 わかりました。

あと、13、14ページの民間保育施設で、去年4月からオープンしたながた野のきょうりゅうのたまごがあるでしょう。あれはどこに入っていますか。

○秋葉好美委員長 菊池主査。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 きょうりゅうのたまご保育園の運営費という形でよろしいでしょうか。

その場合は、13ページの民間・保育給付費の中で毎月支払っているものが、主たる支払っている部分になりますので、これは19節のほうで支払っています。

○秋葉好美委員長 倉持委員。

○倉持安幸委員 当初看板が出ていなくて、探すのに骨を折ったんです、きょうりゅうのたまご。周りの住民に聞いても誰も知らない。一応わかったんですけどね、きょうりゅうのたまご。できたての施設というのは、やっぱり看板は早目に立ててもらったほうがいいですよ。そう感じました。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかに。

田辺委員。

○田辺正弘委員 8ページの児童扶養手当なんです、その資格というか、母子・父子家庭における審査というか資格、その後に結婚したりとか、後から書いている、いろいろ条件ありますけれども、そのへんの審査は順次、順調にやっているのでしょうか。

○秋葉好美委員長 島田主査。

○島田洋美子育て支援課主査兼児童家庭班長 児童扶養手当の資格審査につきましてですけれども、こちらにつきましては必ず受給を受ける対象者の方が窓口に来て、全て書類を提出していただきます。そこで関係する職員のほうで聞き取りをしっかりとさせていただきます。

ちょっとプライベートにかかわる部分に踏み込んでいかななくてはならないんですけども、そこは配慮しつつ、でも聞くところはしっかり聞いてというところで、不正受給のないように努めているところです。

年に1回、現況調査というものがありますので、そのときにも必ず受給者の方にお越しいただいて、実情等聞き取りをさせていただいております。また、必要に応じて現地といたしますか、住んでいるお宅のほうにお伺いさせていただいて、直接またそこでお話をさせていただいているところもあります。

以上です。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 たまに夫婦同然で楽しく生活しているように見えて、補助を受けていたりというのがありますので、そのへんも一生懸命やっただいただいているでしょうし、申請するほうもそういう内容だから申請しているんでしょうけれども、そのへんに抜かりがないようにお願いいたします。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、子育て支援課の皆様、退席して結構でございます。ありがとうございました。

(子育て支援課 退室)

○秋葉好美委員長 それでは、子育て支援課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは一任ということで、以上で付託議案の審査及び子育て支援課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

次に、高齢者支援課を入室させてください。

(高齢者支援課 入室)

○秋葉好美委員長 高齢者支援課の皆様、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第28号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 大網白里市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 大網白里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、以上3議案の審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をお願いいたします。

○町山繁雄高齢者支援課長 では、職員を紹介させていただきます。

一番向かって左側、高齢者支援班の戸田でございます。

○戸田久子高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 よろしく申し上げます。

○町山繁雄高齢者支援課長 地域包括支援センターの岡澤副主幹でございます。

○岡澤祥子高齢者支援課副主幹 よろしくをお願いいたします。

○町山繁雄高齢者支援課長 私の左手が介護保険班長の鈴木でございます。

○鈴木理一高齢者支援課主査兼介護班長 鈴木です。よろしく申し上げます。

○町山繁雄高齢者支援課長 高齢者支援課長の町山でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案のほうの説明をさせていただきます。

はじめに、議案第28号でございますが、本案につきましては平成30年度からの3年間を計画期間とします第7期介護保険事業計画の策定にあわせて計画されました、事業量をもとに保険料を改定するとともに、介護保険法施行等の改正を伴う所要の改正をしようとするものでございます。

主な内容の1つ目としましては、65歳以上の1号被保険者の介護保険料を、月額基準額にしまして現行の5,100円から5,300円に、200円引き上げようとするものでございます。

2点目としましては、介護保険法施行令の一部改正に伴うもので、収用交換、収用法とかいろいろ土地の譲渡があるわけなんですけれども、こういうことのために、土地等を譲渡した場合など、本人の責めに帰さない理由により土地を売却した第1号被保険者の介護保険料の算定におきまして、譲渡所得に係る特別控除額を控除することについて所要の改正をするものでございます。

3点目としましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴うもので、本市が定めます所得

段階のうち第7段階と第8段階の基準所得金額が引き上げられたことから、条例で定める基準所得金額を同施行規則で定めるために引き上げようとするものでございます。

次に、議案第31号でございますが、本案につきましては、本条例は厚生労働省基準省令に準じて基準を定めておりますので、基準省令の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うもので、今後求められます共生社会とか医療・介護連携を見据えた中で、主な改正点は次の3点でございます。

1点目は、指定介護予防支援事業者、言いかえますと、要支援の方を受け持っております、本市にあります地域包括支援センターのことでございますけれども、ここが連携に努めなければならない機関として、障害福祉制度の相談機関を追加することでございます。

2点目につきましては、指定介護予防支援の開始に際し、利用者は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができることについて説明すること、及び入院時におきまして担当職員、ケアマネジャーの氏名を入院先に伝えるよう利用者に求めることを義務づけることです。

3点目としましては、指定介護予防サービス事業者職員は、利用者の服薬状況など、利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものについて利用者の同意を得て主治医等に提供することです。また、介護予防計画を作成したときは、当該計画の内容について主治医等に報告することを義務づけるものとなります。

最後に、議案第32号でございますが、本案につきましては、介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所、通称ケアマネ事業所と申しますけれども、この保険指定の権限が県から市に移譲されることに伴い、市の条例で基準等を定めようとするものでございます。これまで、県は国の基準省令で定める基準と同一の基準となっておりましたので、今回市が基準を定めるにあたっては、国の基準省令で定める基準をもって本市の基準としようとするものでございます。

なお、本市内にケアマネ事業所は22あることを報告させていただきます。

以上、説明を終わります。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案について、ご質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 まず、この表ですが、見直し案の。網かけになっているところが第5段階の基準額で、これが月額で5,100円から5,300円になるということですね。

7・8・9段階のそれぞれ、7・8段階は上限が190から200、8は200から300、9段階が300から400円。ここの7・8・9のところは全体として、金額はそれぞれ変わるにしても、今まで7段階であった人が、7段階であったものの上限額が上回ったということは、今まで8段階にあったものの一部が7段階になるということですか。それで、8段階のほうも9段階のものになったものが一部8段階に行く。全体としては7・8・9のトータルの人数は変わらないと、ざっとこんなような理解でよろしいのかどうか、ご説明いただきたいと思います。

○秋葉好美委員長 町山課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 今、議員のおっしゃるとおりで、例えば第8段階で今回上限が290未満になっていますけれども、これが300万になるということで、現行で第8段階で、例えば295万円だった人は、現行は第9段階に属するんですけれども、これが第8段階になるということで、基準額に近づくということになります。

人数割合につきましては、ほぼ現行と大差はございません。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 ちょっと私もよくわからないので、10段階というのは、これは前回と変わらないということなんですけれども、この段階区分というのは国で決めたものでなくて本市独自で決めたものなんでしょうか。

それから、基準額、月額5,100円から5,300円にしたという、この200円上がった算定の基礎みたいなものがあれば説明いただきたいと思います。

○秋葉好美委員長 町山課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 今の表で、一番右側に国の標準段階ということで示させていただいています。国の基準ですと、第9段階から一律で1.7倍という基準でございしますが、本市はそこを優しく、1.6から1.9の中で所得に応じた負担を求めているところでございます。

あわせて説明させていただくと、国の第2段階、第3段階は0.75なんですけれども、所得が低くなるに応じて、うちの場合は第2段階として0.65というのを新たに設けていますので、そこら辺が、所得が低くなるに応じて料率を下げているというところをご理解いただきたいと思います。

もう1点は……

(「算定の基礎を」と呼ぶ者あり)

○町山繁雄高齢者支援課長 200円上げることにしましては、まず第7期の事業量を、施設

もいろいろ計画しているんですけれども、そういうものに合わせた中でサービス利用量を見込んだ中で、事業量を見込んだ中で、ここまで保険料が必要だという算出になっております。当然、基金もありますので、それも今年度の決算見込額の残高を全部入れた中で、最終的に5,300円ということになりまして、その差額が200円上がるという結果でございます。

○秋葉好美委員長 ほかにございませんか。

森委員。

○森 建二副委員長 31号と32号につきまして、まず31号の改定の概要の(1)で、タイトルを見ると、条例第3条の障害福祉制度の相談機関というのは、具体的にどういう機関ということになるのでしょうか。

それと、32号ですが、制定の趣旨の中で居宅介護支援事業、いわゆるケアマネさんの指定権限が本市に移譲するということですが、現時点でケアマネジメントを事業としてしている事業者は市内にいくつあるのでしょうか。また、これは、ある意味懸念なんです、市の体制として、指定をする体制というのは整っていらっしゃるのでしょうか。

その2つをお願いいたします。

○秋葉好美委員長 鈴木主査。

○鈴木理一社会福祉課主査兼介護班長 障害の指定特定相談支援事業所ということでございますけれども、こちらはいわゆる障害のケアマネ版ですね。高齢者のケアマネということで介護認定、障害のほうも認定がありますので、そちらのほうの相談機関ということで、市内には5カ所ございます。

○森 建二副委員長 障害のケアマネさん。

○鈴木理一社会福祉課主査兼介護班長 そうですね。簡単な言い方をさせていただきますと、そうですね。

○秋葉好美委員長 町山課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 市内のケアマネ事業所の数につきましては、22事業所でございます。指定にあたっては基準が、県から移譲される基準をもとに国の基準を使うわけなんですけれども、指定に関しては特にそのままで構わないと思うんですけれども。

課題としましては、それに伴う指導監査の面なんですけれども、これにつきましては、地域密着事業所は本市に10事業所ございます。あわせて28年度から、小規模の18人未満のデイサービスも地域密着の扱いになりましたので、それが11事業所で、21事業所。合わせて

今度、ケアマネ事業所が22、本市の保険指定権限になります。それにあわせて28年に小規模のデイサービスが地域密着になるときに、指導監査体制について人事、総務と協議した中で体制を整えるように、ケアマネさん含めて介護保険班の中に人を配置してございます。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 たまたま私も、母は市内ではないんですが、介護、ケアマネさんの支援を受けて、たまたまいいケアマネさんにあたって、そんなに問題はないんですが、やはり周りを聞くといろいろな話は聞きます。本当にこんな人がケアマネさんでいいのというレベルの話も聞くようです。

です、これを市のほうで指定、認可をやるというのはある意味、非常にそこが懸念されるという大変失礼ですけれども、ちょっと怖い部分でもありますので、増員をされてということでございますから、その部分について、特にこれから高齢者福祉、障害者福祉、間違いなく数としては広がっていく中での流れになると思いますので、くれぐれも体制づくりにおいては綿密に、厳密にお願いしたいと、要望ということでお願いをいたします。

○秋葉好美委員長 町山課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 私見ですけれども、かえって市の指定になることによって目が届く面があると思います。現行でもケアマネ連絡会とか通じて年に10回ぐらいやっているんですけれども。指導監査と申しましたけれども、集団指導もあわせて、そこら辺はケアマネさんのレベルアップにつながるような研修会等を計画してまいりたいと思います。

○秋葉好美委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、次に新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

町山課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 高齢者支援班は、班の体制としまして高齢者支援班、介護保険班、地域包括支援センターの2班、センターで業務を行っております。会計としましては、一般会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計の3会計を所管しております。

お手元の説明資料のほうなんですけれども、各会計ごとに右上にページを振っておりますけれども、3会計ございますので、各ページの下に各会計を通したページを振っておりますので、このページ数をもって説明させていただきたいと思います。

それでは、資料ページ、下中央2ページをごらんいただきたいと思います。

説明の前に、申しわけございません。1点訂正をお願いしたいと思います。2ページの中

で上段、予算編成の基本的見解の中で5行目、一番下の行になりますけれども、260,304千円とあるんですけれども、6と3の間のゼロを消していただいて、26,304にさせていただいて、2,630万4,000円にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、はじめに一般会計の概要について、総括表にて説明させていただきます。

高齢者支援課が所掌します一般会計の歳入合計は1,401万3,000円で、29年度当初と比較しまして207万9,000円減少しております。これは、老人保護措置費の減額に伴い民生費負担金として利用者が負担します措置費負担金が134万2,000円減少しているためでございます。

一方、歳出でございますけれども、歳出合計は6億5,250万円で、29年度当初と比較しまして2,630万4,000円の減額としております。減額となった理由につきましては、事業説明の中で説明させていただきたいと思います。

4ページをごらんください。

老人福祉センター管理費でございます。29年度に駐車場の用地購入費を406万5,000円計上したため、全体としましては351万1,000円の減額となっておりますけれども、29年度に設計しました外壁の改修工事、それから2階の共用娯楽室の空調機入れかえ、それから大広間の畳入れかえを予定しております。また、指定管理に関しまして市の社会福祉協議会で協議した中で、毎週月曜日の利用につきまして、利用者が少ないということから閉館としまして、夜間につきましても現在ボランティアさんに協力願って9時まであけているんですけれども、これにつきましても予約がある日のみ開設することで、一応協議を進めております。

ただ、月曜日にカラオケを利用している団体があること、それからカラオケ利用については回数制限を設けているという実情がございますので、カラオケの機械をリースで1台増やすという計画をしております。

続いて、7ページをごらんください。

生活環境や経済的理由から、在宅生活が困難な高齢者を養護老人ホームに措置する老人保護措置費となります。予算的には452万9,000円の減額としております。理由としましては、保護措置者が3施設ございますけれども15人から14人に1人減少したこと。それから、29年度までは新規入所者を、予備的になんですけれども1人見込んでいましたけれども、これを30年度から実績に合わせて、この分の予算計上を取りやめたためでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

介護保険特別会計への繰出金でございます。1,264万1,000円の減で5億6,428万8,000円を

計上しております。第7期介護保険事業計画における事業量見込みに基づいて市の負担分と事務費を計上してございます。

一般会計については以上でございます。

次に、介護保険特別会計でございますけれども、15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれの合計額は40億200万1,000円で、平成29年度当初予算と比較して8,144万6,000円、2パーセントの減となっております。

要介護認定者が増加している中で減額となった理由としましては、平成29年度当初予算におきましては、現行の第6期介護保険事業計画に沿った事業を基本に計画に沿った予算を予算化したところなんですけれども、これを今回作成しました第7期事業計画の中で見直し、特に特養とか老健の施設入所者数の見直しをした結果、実績数に見合う人数にして計画額を計上した結果となっております。

次に、市町村事業であります地域支援事業について説明申し上げます。

資料、飛びまして31ページをごらんください。

地域支援事業の中の生活支援体制整備事業でございます。前年度に比べ101万6,000円増の789万6,000円を計上しました。この事業は、事務方針でもお示ししておりますけれども、全国一律の介護保険では足りない、また届かない生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援を実施している団体、事業者、地縁団体など多様な主体を集めて、地域の支え合い活動について話し合う場を設けること。この話し合う場を協議体と申しますけれども、この協議体の推進役としてそれぞれの地域、地区に生活支援コーディネーター、別称地域支え合い推進員と申しますけれども、それを配置する事業で、市の社会福祉協議会へ委託事業としております。

続いて、33ページです。

認知症の施策推進事業では、引き続き包括の職員がキャラバンメイトとして認知症サポーターの養成を進めるとともに、徘徊の対策としましてGPSを用いた機器の利用について、これは発信機ですか、これをどう身につけるかという課題があるんですけれども、初期導入費用の一部を助成する制度を新設いたしました。

次に、予防事業につきましては、48ページになりますけれども、A3の開いていただく紙なんですけれども、48ページになります。

見方としては、右側が30年度予算で、合計額としては209万6,000円減の796万7,000円とな

ります。減額の理由としましては、この表の下から2番目にあります地域介護予防活動補助金の減額が主なもので、これは住民主体によります自主的に介護予防をする団体に対する補助金として、活動経費の8割、上限10万円の補助金を本年29年からスタートさせましたけれども、実績として2団体、2つしか上がってきませんでしたので、30年度につきましては補助団体数を30から10団体に減らし予算化したものでございます。

そのほか新たな事業としましては、いきいきクラブ、それから2番目にあるんですけれども、12回コースでやっていたんですけれども、これを3コースから1コースに減らし、そのかわりリハビリ専門職による転倒予防教室を2コースと、ロコモ予防講座を始める予定でございます。あわせて、真ん中へんにございますけれども、講演会についても予算化しております。

介護改定の歳入につきましては、ちょっと申しわけないんですけれども14ページに戻っていただいて、総括になりますけれども、基本的には介護給付費等の支出見込みに伴い、法定負担割合でございまして、この割合で見込んで計上してございます。

一般会計の繰入金は、給付費にかかわる分が1,085万5,000円減額しており、事務費にかかわる繰入金も減少し、全体では1,264万1,000円の減額としております。基金からの繰入金につきましては、介護保険特別会計準備基金から2,741万2,000円を繰り入れてございます。

最後に、ページが飛んで申しわけないんですけれども、56ページを見ていただきたいと思っております。

地域包括支援センターで行う要支援の方のケアプラン作成にかかわる収入支出を計上する介護サービス医療特別会計となっております。

歳入歳出それぞれの合計では2,299万6,000円で、平成29年度と比較して25万4,000円の増額予算としております。増額の要因としましては、要支援者及び総合事業対象者の増加により、歳入においては介護予防サービス計画費収入の増額、歳出においては介護予防支援事業のうち介護予防サービス計画委託料の増額によるものでございます。

以上で予算について説明を終わらせていただきます。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明ありました新年度予算の概要について、ご質問等があればお願いいたします。

森副委員長。

○森 建二副委員長 48ページ、表のA3の開きのところで、たしか昨年の予算のときにちょ

っとお話しさせていただいたんですが、介護予防普及啓発事業の中でプール施設利用助成で、前回から315回以上が325回に増える。多少増える形になるんですが、効果としては、プールチケットというのは現実にどういう理解で増えているのでしょうか。正直、私の義理の父のほうもこれに当てはまるんで、この話を聞いた中では、ちょっとここにお金をかけるのは正直どうなのかなという気は、正直私はしたんです。その見解についてお伺いできればと思います。

○秋葉好美委員長 町山課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 プール利用につきましては、サンライズ九十九里を指定施設としてやらせていただいています。サンライズにつきましては、以前県の関係で営業したときのプール利用料が、数年前12回の回数券で3,000円でした。指定管理的に、今財団でやっていると思うんですけども、このときにその3,000円が6,000円、倍額になった経緯がございます。65歳以上につきましては、この回数券が6,000円じゃなくて5,000円なんですけれども。その引き上げに対して、介護運営協議会とかで公募の委員からもご意見をいただいた経緯もありますし、また水中運動という効果も考えた中で、引き続きプール利用を促進したいなという考えがございました。

実際、12枚回数券で5,000円ですけれども、市のほうはそれに対して2,000円で1年間につき3回の補助をしております。ぜひ利用していただいて、水中運動をやっていただいて、介護予防につなげていただきたいという考えでございます。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 効果は私もあると思います。その上で、例えば効果があるから使ってほしい。だから、使われていないので、これに補助金を出すことによって使う利用者が増えるということでしたら効果があると思うんです。例えば、このチケットを使わなければ行かない。このチケットの補助を出すことによって行く人が増えるのであれば利用価値があると思うんです。

今のこの運用の仕方だと、単にお金出しています。みんなどんどん使いますと。単なる使うことのお金を補助するだけの形になっていないか。つまり、利用を促進するためのお金ではなくて、単に慣例的にお金を出すことで流れて使っているんじゃないかなという懸念があるんですが、いかがですか。

○秋葉好美委員長 町山課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 最初申し上げましたとおり、値上げに際しての対策が1点です。

もう一つは、予算上で前年が315利用を見込んで今回が325、若干増えるような数字になっているんですけども。確かに新しい方もいらっしゃいますので、利用者の促進にはつながっているというふうに解釈します。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 そこをぜひ、どれだけ新しい方が、市民の方がいらっしゃるかということを含めて、単に今まで使っている人がお得だから使っているという、これはお金を出している意味がないと思うんですよ。あくまでも、この助成をすることによって新しく行く方が増える。行こうかな、どうしようかなという方が、助成もあるんでとりあえず行ってみようかと。それで体がよくなると、これは効果があると思うんです。

単に、何かお金を出してあげるというだけだったら、あまりお金の使い方としてそこは正しくないと思いますので。統計を今出せとは言いませんが、そういう考え方をできればしていただきたいなという要望としておきます。

○秋葉好美委員長 ほかに。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 20ページ、認定調査員の予算。去年と今年とほとんど同じ1,000万ですけども。28年の決算が689万9,000円ということで、29年がどれだかわかりませんが、28年の決算で見ると限りでは、なかなかこれだけの調査員が本来必要なだけですけども、実際にはなかなか集まらないというようなことなのかどうなのか。今、認定調査員さんというのは何人ぐらいおられるのか、教えていただきたいと思います。

○秋葉好美委員長 町山課長。

○町山繁雄高齢者支援課長 認定調査員につきましては、臨時で週2回、月8日の職員が6名いらっしゃいます。あわせて介護保険班の中の認定担当職員が3名ですね。正職2名の嘱託1名です。

賃金に関しましては、28年度までは非常勤の週2回の職員さん6名で主に回したんですけども、29年度から嘱託のケアマネの資格を有する調査員が1人加わった関係で賃金が上がっているということです。これは、介護保険班の中で、先ほど保険指定権限が市に移る事業所が増えるという中で、指導監査体制を整える意味でケアプランの点検をしていきますので、この介護保険班の中にケアマネジャーの資格を持つ嘱託職員を配置したという関係もございます。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、高齢者支援課の皆様、退席して結構でございます。ありがとうございました。

(高齢者支援課 退室)

○秋葉好美委員長 それでは、高齢者支援課の新年度予算について、概要の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等はございませんか。

田辺委員。

○田辺正弘委員 正副一任。

○秋葉好美委員長 それでは、以上で付託議案の審査を、高齢者支援課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたしました。

以上で午前中の予定を終了いたしまして、休憩といたしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で午前中終わります。

(午後 0時17分)

○秋葉好美委員長 再開します。

(午後 1時00分)

○秋葉好美委員長 教育委員会管理課を入室させてください。

(教育委員会管理課 入室)

○秋葉好美委員長 管理課の皆様、ご苦労さまです。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

○花沢 充教育委員会管理課副課長 教育委員会管理課でございます。

本日、すみませんが、課長が都合により欠席ですので、私、副課長の花沢から職員の紹介をさせていただきます。

それでは、本日、小高教育長にも同席していただいておりますのでご紹介申し上げます。

○小高 實教育委員会教育長 小高です。よろしく願いいたします。

○花沢 充教育委員会管理課副課長 続きまして、私の右手手前が学校教育室長、中村でございます。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 中村です。よろしくお願いいたします。

○花沢 充教育委員会管理課副課長 その奥が同じく学校教育室主幹の鵜澤でございます。

○鵜澤保之教育委員会管理課主幹 鵜澤です。よろしくお願いいたします。

○花沢 充教育委員会管理課副課長 私の左手、総務班班長の森川でございます。

○森川和子教育委員会管理課主査兼総務班長 森川です。よろしくお願いいたします。

○花沢 充教育委員会管理課副課長 その奥が同じく総務班の主任技師の渡邊でございます。

○渡邊新式教育委員会管理課主任技師 総務班、渡邊です。よろしくお願いいたします。

○花沢 充教育委員会管理課副課長 最後に私、改めまして、副課長の花沢です。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、管理課が所管します平成30年度当初予算の概要について、資料に沿って説明を申し上げます。

まずは、資料1ページと2ページのこちら総括表をごらんください。

平成30年度の予算編成にあたりましては、市の予算編成方針に基づき、各学校からの要望等、内容を精査した上で事務事業の見直しを図り、経費の節減を含め、適正な予算確保に努めたところでございます。

続いて、歳入につきましては総額が3,012万9,000円であり、平成29年度当初予算と比較いたしますと33万6,000円、1.1パーセントの減額となっております。

公立幼稚園の園児数が減少したことに伴いまして、保育料の減額が主な要因となっております。

次に、歳出でございますが、全体で6億8,071万4,000円、平成29年度当初予算との比較では3,791万6,000円、5.9パーセントの増額となっております。

事業ごとに増減はありますが、前年度と比較して大きなものでは、小中学校ICT推進事業が、学校に配備している教職員用の校務用パソコンに統合型校務支援システムを導入したことから499万2,000円の増額、また、外国語教育推進事業につきましては、皆増となっておりますが、2020年からの小学3・4年生における外国語活動、小学5・6年生でも外国語の教科化の実施に先駆けまして、昨年度までの外国人青年招致事業の名称を変更し、外国語指導助手（ALT）1名を増員することから、委託料が増額となっております。

次に、小学校施設整備事業と幼稚園施設整備事業では、空調設備関係で合わせて1,486万

2,000円の増額、このほか中学校給食施設整備事業では大網中学校の給食調理室改築工事が完了したことから、既存の給食調理室の解体工事を実施するため、1,235万6,000円の増額となっております。なお、この解体工事につきましては、平成29年度の国の補正予算に係る国庫補助金の対象となる可能性があるため、今議会に3月補正予算として提案させていただいております。

続きまして、資料の3ページ、歳入につき何点かご説明申し上げます。

まずは、幼稚園保育料でございます。平成30年度当初予算では1,175万3,000円を見込み、前年当初に比べて224万7,000円の減額となりました。園児数の減少やひとり親など保育料軽減世帯の増加が減額の主たる要因として挙げられます。

また、中学校教育施設整備費等補助金については、大網中学校給食調理室改築工事に伴う既存の給食調理室の解体工事に係る補助金が増額となっております。

続きまして、歳出につき個別事業の主な内容をご説明申し上げます。

資料の8ページをごらんください。小・中学校ICT推進事業でございます。

市内小・中学校に配備した教職員用の校務用パソコンに児童・生徒の基本情報や成績情報の管理などを行うための統合型校務支援システムを導入したことから、前年比499万2,000円の増額となる3,072万2,000円を計上しております。

次に、10ページをごらんください。外国語教育推進事業でございます。

本事業は昨年度までの24ページにあります外国人青年招致事業、これを2020年からの小学3・4年生における外国語活動、小学5・6年生での外国語の教科化の実施に先駆けまして事業名を変更したもので、従来のJETプログラムによる外国語指導助手（ALT）3名に加え、民間派遣会社からのALT1名を増員することから、派遣業務委託料が増額となり、24ページの外国人青年招致事業の前年比462万6,000円増となる1,891万8,000円を計上しております。

次に、12ページ及び13ページの小学校管理費、こちらと27ページ及び28ページの中学校管理費でございます。

小・中学校ともに前年度の使用実績から光熱水費が減額となり、また、施設管理に必要な業務委託料のうち、特殊建築物定期調査委託料が施設全体点検がないことから、小学校分で前年比1,038万2,000円の減となる9,733万4,000円、中学校分で前年比303万3,000円減となる6,504万4,000円をそれぞれ計上しております。

次に、15ページの小学校施設整備事業でございます。

大網小学校と瑞穂小学校の空調設備の実設計業務を行うことから、前年比548万9,000円の増額となる3,580万4,000円を計上してございます。

次に、19ページの小学校情報教育整備事業と34ページの中学校情報教育整備事業でございます。

小・中学校ともに学習効果を高めるために、学校現場で必要としているプロジェクターを購入することから、小学校分で前年比83万6,000円増の1,511万5,000円、中学校分で前年比49万6,000円増の673万7,000円をそれぞれ計上しております。

次に、20ページの小学校就学援助事業と、35ページにあります中学校就学援助事業でございます。

これらは経済的理由により就学が困難と判断した児童・生徒の保護者に対し、義務教育を受けるために必要な学用品費、修学旅行費、給食費等を就学援助費として給付するとともに、医療費補助を行うものでございます。

なお、市長事務方針でも申し上げましたとおり、平成29年度から小学校入学に係る学用品費の支給を小学校就学前の3月に前倒しすることといたしました。

また、就学援助制度の対象者は年々増加の傾向にあり、これに伴い予算の拡充が必要な状況でございます。こうした状況を勘案の上、認定者数及び所用額を精査し、小学校分については前年比335万3,000円増の1,768万1,000円、中学校分では前年比148万5,000円増の1,264万7,000円をそれぞれ計上しております。

次に、22ページの小学校給食事業と37ページの中学校給食事業でございます。

小・中学校の給食調理業務は、大網中学校以外は業務委託してありますので、平成30年度は契約更改の年であることから委託料が増額となり、小学校分については前年比1,207万4,000円増の1億4,235万3,000円、中学校分では前年比391万3,000円増の4,664万6,000円をそれぞれ計上しております。

次に、26ページの心の教室相談事業でございます。

市では独自で子どもと親の相談員を各中学校に1名ずつ配置しており、生徒や保護者、教職員からさまざまな相談が寄せられています。この人件費及び研修旅費として、144万5,000円を計上しております。

次に、38ページの中学校給食施設整備事業でございます。

大網中学校給食調理室改築工事が完了したことから、既存の給食調理室の解体工事を行うため、1,235万6,000円を計上させていただきました。

なお、この工事につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成29年度の国の補正予算に係る国庫補助金の対象となる可能性がありますので、今議会に3月補正予算として提案させていただいております。

最後に、39ページの幼稚園施設整備事業でございます。

平成30年度は幼稚園4施設に空調機器を設置することから、前年比937万3,000円増の1,038万円を計上しております。

以上、大変雑駁ではございますが、当課が所管する平成30年度当初予算の概要説明とさせていただきます。そのほか不明な点等につきましては、ご質問をいただく中で順次対応させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました新年度予算の概要についてご質問等があればお願いいたします。

森副委員長。

○森 建二副委員長 まず、8ページですけれども、校務用パソコン、及びサーバー機器ということで、昨年度から仮に運用されて、先生方のお話を聞くと、非常に業務効率がいいということで、非常に評判よくお話を伺っておりますし、引き続き進めていただければと思いますが、最終的にこの校務用パソコンが完全にでき上がるのは30年度中という形になるのでしょうか、それとも30年度、もう年度当初という形になるのでしょうか。いつできるかということが1つです。

それともう一つですが、39ページの幼稚園と空調の件です。39ページの幼稚園の空調整備費用を大網小と瑞穂小学校の空調の設計業務15ページについてということで予算が上がっております。先日、全員協議会の席で学校施設空調導入年次計画ということで6年間の年次計画をいただきました。いろいろなところで話を伺っている中で、端的に申し上げれば6年間というのはちょっと長いんじゃないかと。

特に小学校においては、大網小学校と瑞穂小学校は最近整備をされて、そして季美の森小、増穂北小、どんどん2年、3年とりあえず出てくる形になりますので、多分これは学校の多いところから整備を順々にということ、この間本会議の佐久間議員の質問に対しても回答があったと思いますが、ちょっとそれはまずいんじゃないかという気がいたしております。人数が多いところからというのは、ちょっと理屈としてはあまりいい理屈づけではないのではないかなというふうに思いますし、そうであれば、財政厳しい折だということはもちろん当然理解をいたしますが、大網地区、やはり子どもを育てる、子どもをよそか

らでも引っ張ってきて増やす。これがやはり市としてまず一番やらなければならないことじゃないかと思しますので、この年次計画の見直し、これをちょっと例えば縮める。理想を言えば2年ぐらいで全部整備する。長くても3年ぐらいの整備という形でできないかな。これは教育委員会だけの問題ではなくなってしまうかと思いますが、ということで考えますが、いかがでしょうか。

この2点お伺いいたします。

○秋葉好美委員長 中村さん。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 まず、校務支援システムの関係について私のほうからお話をさせていただきます。

今現在、使っているのは掲示板という形が今もう既に運用しています。来年度の4月からは成績であるとか、出席関係であるとか、指導要録であるとか、高校受験のための調査書関係のものとか、これを順次、いきなり4月1日から全部、やり方がわからない職員がいっぱいいるので、その研修を進めながら導入を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○森 建二副委員長 そうしますと、30年度中で導入……

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 そうです。

○森 建二副委員長 わかりました。

○秋葉好美委員長 はい、副課長。

○花沢 充教育委員会管理課副課長 エアコンのことについて説明させていただきます。

エアコンにつきましては、快適な学習環境、あと熱中症対策と、このへんから教育委員会としましては、本当であれば早く全部できればいいんですが、やっぱり財政的な面もございますので、まずは子どもの体力面を考慮して、年少世代からということで、まずは幼稚園から、それから小学校、中学校というふうな整備をしたいということとしました。

それで、あと小・中学校につきましては、児童・生徒数が多い学校かなというのが基本的な構想にありまして、期間が長いところについては、やはり財政的な面がございまして、議会でも答弁したとおり、財政的に余裕が生じた場合などには前倒しして実施することも検討したいというところが、今当課としては言えるところでございます。

○秋葉好美委員長 ほかにどうですか。

田辺委員。

○**田辺正弘委員** 今の森委員の発言に補足するようですが、やはり財政は十分わかりますが、子どもらはもちろん平等ですので、やっていく順番のもっていき方もありますし、年数6年というのもぱっとやれるような何かいい方策がないのかなと思って、そのへんもうちょっと財政課と考える余地があるのではないかなと私のほうでは思うんですが、6年はちょっと長過ぎますよね。せめて長くても3年。当然、補助金対象になるのとならないのがあるのはわかっていますけれども、幼稚園の場合は教室も小さいから普通の家庭用で用が足りるからすぐ実施に移れるというのもわかりますし、小・中学校になってくれば教室も大きいから、ここにあるような業務用というか、大きいのでやって、また施工も設置もまた補助金対象とは違うというのも聞いていますけれども、何でもかんでも財政難だ、お金がないで議会を説得しようと思わないで、もうちょっと子どもたちのために努力していただきたいというのが私の意見です。

○**秋葉好美委員長** 教育長。

○**小高 實教育委員会教育長** 先ほど副課長が申し上げたとおりです。

委員会としても一挙にやりたいんですけれども、田辺委員お叱りのように、やっぱり市の財政が本当に厳しい状況にありますので、こういう6年になっての計画を出させてもらいましたけれども、前倒しできれば前倒ししてやっていきたいというのが率直な思いです。

(「歯がゆいよね」と呼ぶ者あり)

○**秋葉好美委員長** 森副委員長。

○**森 建二副委員長** まずはこの項の俎上に乗せていただいたことは、本当にこれはもうすばらしいことで、これは本当に御礼申し上げます。

ただ、初年度が、今の時点で約2,000万弱、翌年度から1億5,000万、1億2,000という形になっていますので、何かやり方がないのかな。本当に1年でも2年でもいいから、白里中、増穂中はやっぱりかわいそうですよ。やると言っても6年ですから。ちょっとこれ本当に何とかならないかなと思いますし、これが多分、まだ大きくは広まっていない情報だとは思いますが、やはり季美の森小の親御さんたち、増穂中、白里中の保護者の方々がこれを見てどう思うかなと考えると、何かやり方を考えていただくことはできないのかなという気はいたします。

○**秋葉好美委員長** 何とか先にお進めしていただけるような前倒しで、ぜひともお願いしたいですがね。やはりこの間教育長のところにも、堀本さんといらしていただいたときに、やはり海岸のほうはただ人数だけじゃなく、やはり環境面でも相当窓をあけておくと、やは

りいろんな悪臭ではないんですが、そういったものもある。ただただ人数だけで決められることじゃないだろうし、環境面においてもやはり早目に、前倒しでできるものであれば、ちょっとそのへんの計画をまた何とかできないものかということ、ここにいるおそらく委員の皆さんも、それが一番の願いではないかなと思っております。

何か。

教育長。

○小高 實教育委員会教育長 環境面というと、確かにあけるとくさいとかということもあるし、今度一番エアコンだとすると気温の高い低いが一番環境のウエートを要するのかと。うちもデータをとると、やっぱり海岸は多少涼しいですよ。0.8度、大体0.6、0.8違うかな。大網中学校区、増穂中学校区、白里中学校区で13日間から昨年度とったデータだと。だからそういうことも考えなきゃ、今度そっちからこられると、もう困るなど。いろいろ本当に教育委員会とも試行錯誤の結果、一番、大基本ではもう体の弱い幼稚園生からというのは決めて、2番目の柱を、いろいろあるんだけど、じゃこれはいっぱい学校からやっていって、数が多い人が受給が、受益者負担が増えるわけですから、この考えに従っています。当然その白里小のそういう状況もわかっていますし、季美の森小にもおい、あけるとくさい。以前は増穂中学校もそんな話があったという話も聞いていますし、ですので、いろいろ試行錯誤をした結果、そういう2つの基本線を出させていただいたということです。

以上です。

○秋葉好美委員長 いろいろな諸事情は確かにあるんですけどもね。早目に前倒しでやっていただけたら、試行錯誤しながらこういう結果であるということですけども、それでも何かしら、さらにうまい話をしていただければなという思いがいたします。

この件についてはよろしいですか。

○田辺正弘委員 では、エアコンは平行線ということ。

○秋葉好美委員長 いろんなことで前倒しできるものであればということをお願いしましたので、検討していただきながら進めていただきたいと思います。

それでは、ほかに委員のほうから質問がございましたら。

田辺委員。

○田辺正弘委員 中学校の部活動の遠征などにバスとかそういうのを利用したりしていると思うんですが、そのときのバスの借り上げ料というか、そういうのは項目でいうと、多分27

ページのやつだと思うんですけども、どの項目にあたるんでしょうか。

そしてまた、調査しているかどうかわかりませんが、その部活動の回数にもよるでしょうけれども、それが全額市のほうで負担してくれているのか。また、その正反対に選手というか、生徒たちのほう、親御さんからのバス代というか、会費を集めてやっているのか、そのへんの状況を教えていただければと思います。

○秋葉好美委員長 花沢副課長。

○花沢 充教育委員会管理課副課長 資料でいうと33ページの中学校教育振興費の19の負担金及び交付金、こちらがバスの借り上げ料等になっております。あと小学校が18ページの小学校教育振興費、こちらも同じく19節の負担金及び交付金、こちらのほうになっております。18ページの19の負担金補助及び交付金、こちらが校外活動助成という、こちらが該当する予算でございます。

○秋葉好美委員長 班長。

○森川和子教育委員会管理課主査兼総務班長 こちらの負担金で校外活動助成交付金に関する要綱というのがこちらでございまして、それにのっとりまして、校外活動の開催場所までの移動に要する児童または生徒の交通費ということで、市のほうで補助をしている状況でございます。

○秋葉好美委員長 中村室長。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 基本的には小学校につきましては、大会とか発表会とか、何かそういう全ての学校が集まったりとかするために使われています。これは大体間に合っています。

それから、中学校のほうにつきましては、今説明があったように、大会とか、そこにはこの交付金が使われております。練習試合等につきましては、これは個人の負担がどうしても発生してしまうということになります。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 練習試合の場合は使っちゃいけない項目というか、規約というか、その中では。

○秋葉好美委員長 教育長。

○小高 實教育委員会教育長 私、経験上から話しますけれども、公式試合は市の支払いから、子どもたちの負担、保護者の負担はなしでバスを借り上げていきます。この範囲でできればいいんですけども、当然練習試合とか、そういう試合が非常に多くなります。予算が

なくなった時点、ですからもう年間的にわかりますので、私が大網中にいるときには、練習試合は市の大会でしたら1人500円、市外に出る場合は500円徴収して、あとは廃品回収やっているとか、そういうところから補助をして、そう一律で決めてやっておりました。ですので、一般的には公式試合はゼロです。でも練習試合今はたくさんやっていますので、そういうのは受益者負担、個人の負担、それも多分学校からいろんな形で補助が出ていますんで、全額じゃなくて一部で、例えば大網中だと市内の大会、例えば白里中に行くんだったら、バスが高いといっても500円出せば行けます。市外だったらどこへ行こうが1,000円で行けますよという形でやっていたのが現状だと思います。そんなに大きく変わっていないと思います。

以上でございます。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 ある父兄から、それがそんなに多くなくじゃなくて、それが負担になっているのが大きいという意見を私聞きましたので、そのへんをもっと練習試合でも補助してくれないかなという相談を受けたことがあるもので、そのへん今聞いているんですが、では実際にその選手が練習試合のときに年間を通すとどのぐらい出ているとか、実費どのぐらい、それはまた把握はしていないでしょうかね。

○秋葉好美委員長 教育長。

○小高 實教育医委員会教育長 把握はしていないんですけれども、これは部活動、言葉は悪いんですけれども、一生懸命やっている顧問の先生は結構練習試合ありますので、試合数が多いわけですね。こういう言い方はあまりよくないんですが、あまり熱心にやっていない方は、あまり練習試合もやりませんよね、少ないと。部によって差、顧問によって差があると思います。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 そういう要望もあるということで、ひとつ頭に入れておいてください。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかに。

倉持委員。

○倉持安幸委員 10ページの外国語教育推進事業でALTを1人追加すると。ALTはもちろん日本語もぺらぺらなんだよね。大体どういうサイクルで動いているんですか。例えば1週間で何曜日に1時間数の授業を持つだとか、それは全然わからないんで教えてもらいた

いんですよ。

○秋葉好美委員長 中村室長。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 基本的には今使っているALTにつきましても、JETプログラムという自治体国際化協会というところなんですけれども、基本的には契約は毎年更新をします。それで、2年間、最長で5年までいることができます。大体2年か3年ぐらいのサイクルでかわっているというような状況です。配当につきましても、鶴澤のほうから説明させていただきます。

○秋葉好美委員長 鶴澤主幹。

○鶴澤保之教育委員会管理課主幹 それでは、まず現時点で3名体制でALTやっているんですが、基本は中学校には多くいる形になっている。現在小学校では5年生と6年生、週1回、外国語活動というコマがあるんですね。それに隔週で1度入れるような形で小学校のほうに出向いているという状況があります。規模の大きいところだと、週に1回、4時間入っていくような形で組んでおりますし、規模の小さい学校ですと2コマ入るような形で現在対応しています。

これが今度4月からは今回も1名増員という形になるんですが、小学校の3・4年生に外国語活動先行実施の形なんです、行う形になりまして、また5・6年生が外国語の教科化という形で、5・6年については週2コマ今度入ってくる形になります。ついでに、今の考えと同じような形で、3・4年生については隔週で1回ALTが配置できるように、それから5・6年生は週2コマになりますので、そのうちの1回はALTが配置できるようにという形で今考えているところでございます。

○秋葉好美委員長 倉持委員。

○倉持安幸委員 ALTはアメリカ合衆国ですか。3人とも。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 本市はそうです。

○倉持安幸委員 そうすると、ALTは子どもたちと接するときに、日常会話はもとより、何かテーマを決めて、それを英語で教えるというか、そういうことをやっているんですか。

○秋葉好美委員長 中村室長。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 学習指導要領の内容に基づきまして、年間のどういう計画で子どもたちに何を教えるかというものがありますので、それを日本人の学級担任と相談をして、一緒に授業を行うというのが基本的なスタンスです。

○秋葉好美委員長 倉持委員。

○倉持安幸委員 全員男性でしょうか、ALTは。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 はい。

○倉持安幸委員 わかりました。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 5ページの米飯給食、給食の関係、こちらですかね。米飯給食、今、週に何回されているんでしょうか。

○秋葉好美委員長 中村室長。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 基本的には週4回。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 全国とか千葉とか平均から見るとどうでしょうか。

○秋葉好美委員長 中村室長。

○中村幸雄教育委員会管理課学校教育室長 おそらくなんですけれども、平均的な回数かと思われま。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 管理課の皆様、退席して結構でございます。ありがとうございました。

(教育委員会管理課 退室)

○秋葉好美委員長 それでは、管理課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見はございませんか。

(「正副に一任」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 わかりました。よろしくお願ひします。

それでは、以上で管理課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

◎議案第27号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○秋葉好美委員長 次に、生涯学習課を入室させていただきます。

(教育委員会生涯学習課 入室)

○秋葉好美委員長 生涯学習課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案第27号 大網白里市社会体育施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

それでは、はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第27号について説明をお願いいたします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 それでは、出席職員の紹介をさせていただきます。

小高教育長でございます。

○小高 實教育委員会教育長 よろしくをお願いいたします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 石井副課長でございます。

○石井一正生涯学習課副課長 石井です。よろしくお願いします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 土屋生涯学習班長でございます。

○土屋淳二生涯学習課副主幹兼生涯学習班長 土屋です。よろしくお願いします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 佐久間スポーツ振興室長でございます。

○佐久間勝則生涯学習課スポーツ振興室長 佐久間です。よろしくお願いします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 吉原中央公民館長でございます。

○吉原正和中央公民館長 吉原です。よろしくお願いいたします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 飯田白里公民館長でございます。

○飯田 剛白里公民館長兼白里出張所長 飯田でございます。よろしくお願いします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 佐久間図書室長でございます。

○佐久間直美図書室長 佐久間です。よろしくお願いいたします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 河野中部コミュニティセンター所長でございます。

○河野 顕生涯学習課中部コミュニティセンター所長 よろしく申し上げます。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 最後に、生涯学習課長の織本です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案第27号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

現在、大網白里市社会体育施設設置及び管理の条例には、野球場、柔剣道場、白里地区スポーツセンター、市営テニスコートアリーナ、市営サッカー場の6施設が定められております。この6施設に加え、今回弓道場、運動広場、ゲートボール場、季美の森多目的広場の4施設を設置管理条例に加えるものでございます。あわせて、弓道場につきましては、市内在住者1時間当たり100円の使用料、市外利用者につきましては、1時間当たり200円の使用料を大網白里市使用料・手数料条例に加えるものでございます。

また、現在ある大網白里市運動広場多目的施設の設置及び管理に関する条例については、これを廃止するものでございます。

以上が今回の条例の改正の内容でございます。よろしく申し上げます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第27号について、ご質問等があればお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、次に新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 それでは、お手元のほうに生涯学習課の平成30年度当初予算、予算特別委員会説明資料のほうをご用意いただきたいと思っております。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

説明の趣旨につきましては、生涯学習課の平成30年度の事業のうち、主な事業及び平成29年度と比較して変更点した点を中心に説明させていただきます。

まず、生涯学習班の説明資料をご用意ください。

1 ページ目をごらんください。生涯学習班の所掌している事業の歳入歳出の予算案の総括表でございます。

まず、歳入につきましては1,277万9,000円で、対前年度比40.7パーセントの減額です。次に、歳出につきましては2,282万円で、対前年度比31パーセントの減額となっております。

歳入歳出について大幅な減額となっておりますが、主な要因は、デジタル博物館にかかわる経費が平成29年度に比べまして、減額になったことが大きな要因ということでございます。

3 ページをごらんください。家庭教育関係事業でございます。

家庭教育指導員を配置し、家庭教育学習への助言・指導を行うなど家庭教育の向上を目指すものでございます。平成29年度と比較して90万4,000円の増額となっておりますが、主な要因は家庭教育指導員の報酬については、29年度までは社会教育事務費のほうに計上して

おりましたが、今回、家庭教育事業費に組みかえて計上したことによるものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。放課後子ども教室推進事業でございます。

放課後の児童の安全・安心な居場所を設けることを目的として、小学校の余裕教室を活用し、実施しております。市内の全ての小学校7校で週2回実施しております。今年度の実績を踏まえ、平成30年度は各教室72日間開室を予定しております。

続きまして、9ページをごらんください。社会教育事務費でございます。

平成29年度より115万3,000円の減額となっております。主な減額の要因は、先ほど説明しましたとおり、家庭教育事業関係において家庭教育指導員の報酬を家庭教育関係事業へ組みかえたことによるものでございます。

続きまして、12ページをごらんください。文化振興事業です。

文化振興事業につきましては、文化財審議会、芸能保存、産業文化祭文化の部、十枝の森の管理等、文化振興にかかわる経費でございます。デジタル博物館構築事業につきましては、平成30年2月1日より第1次公開を行ったところですが、平成30年度は助成の最終年度となることから、引き続き出土遺物等撮影などを行いながら構築を進めてまいりたいと考えております。平成29年度より915万3,000円の減額となっておりますが、主な要因はデジタル博物館の構築事業費の減額によるものでございます。

以上が生涯学習班の30年度の予算の概要でございます。

続きまして、スポーツ振興室の説明資料をご用意ください。

1ページをごらんください。スポーツ振興室で所掌している事業の歳入歳出の予算の総括表でございます。

歳入でございますが、2,083万8,000円で、対前年度比6.3パーセントの増額です。次に、歳出は7,102万円で、対前年度比3.2パーセントの減額となっております。

2ページ目をごらんください。歳入につきましては、平成29年度より123万9,000円増額しておりますが、主な要因としてアリーナの使用料の増収を見込んでおります。

続きまして、3ページをごらんください。生涯スポーツ普及事業（スポーツ大会等）です。

平成29年度より58万6,000円の増額となっております。主な要因は、スポーツ推進員の報酬を競技スポーツ振興事業から生涯学習室スポーツ事業へ、これも組みかえたことによるものです。スポーツ推進員の活動が子どもからお年寄りまで、スポーツに親しむ取り組みを行っており、競技スポーツより生涯スポーツ普及事業に組みかえたことによるものでございます。

なお、平成30年度よりスポーツ推進員の定数を現在17名から20名として、スポーツ推進員の各事業の拡大と住民への運動に対する意識向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、4ページをごらんください。スポーツ教室関係の事業でございます。

現在、スポーツ教室につきましては、柔道、剣道、卓球、弓道、バレーボール、スローエアロビック、かけっこ教室など8教室実施しておりますが、平成30年度は新たにバドミントン教室を開室する予定でございます。

続きまして、5ページをごらんください。競技スポーツ振興事業です。

平成29年度より124万2,000円の減額となっております。主な要因は、先ほどスポーツ普及事業においてご説明したとおり、スポーツ推進員の予算を組みかえたことによるものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。社会体育施設管理費です。

平成29年度より174万円の減額となっております。主な減額の要因は、昨年度アリーナ委託において、トレーニング室の管理運営費と夜間警備費の長期契約、3年契約が入札により確定したものであるものでございます。

また、白里地区スポーツセンターに新たにAEDを設置する経費も計上いたしました。

今後も利用者の安全確保に留意しながら、経費節減に努めてまいります。

以上がスポーツ振興室の平成30年度の予算の概要でございます。

続きまして、中央公民館分の資料をお手元にご用意ください。

1ページをごらんください。

歳入ですが、209万1,000円で、対前年度比3.8パーセントの増額となっております。次に、歳出ですが1,174万9,000円で、対前年度比7.2パーセントの減額となっております。

3ページをごらんください。公民館の主催事業費でございます。

来年度は公民館主催事業10教室を開催する予定でございます。また、高齢者向けのコスモス教室、市内在住の外国人を対象に日本語講座など特別講座の開講を予定しております。

続きまして、4ページをごらんください。

中央公民館の運営に係る臨時職員等の賃金等でございますが、平成29年度より41万円の増額となっております。主な要因は負担金・補助金及び交付金の文化協会補助金について、平成29年度と比較して23万7,000円を増額しております。これは市の文化振興、文化の発信を担う文化協会に十枝の森においてイベント等を通して情報発信や日常的な維持管理について行っていくための経費分を補助金に上乗せをしたことによるものでございます。

以上、中央公民館の平成30年度の予算の概要でございます。

続きまして、白里公民館の資料をお手元に用意していただきたいと思っております。

1 ページ目の総括表をごらんください。

まず歳入でございますが、36万6,000円で、対前年度比3.7パーセントの増額です。次に、歳出につきましては620万4,000円で、対前年度比9.3パーセントの増額となっております。

3 ページをごらんください。白里公民館の主催事業でございます。

公民館主催教室10教室を開催する予定でございます。また、特別講座につきましても、昨年と同様に実施を検討してまいりたいと思っております。

5 ページをごらんください。白里公民館の維持管理費でございます。平成30年度は修繕料で高圧引き込みの開閉器の交換を予定しております。

以上、白里公民館の平成30年度の予算の概要でございます。

続きまして、図書室の資料をご用意ください。

1 ページ目です。

まず、歳入につきましては7万2,000円で、対前年度比94.7パーセントの減額でございます。

続きまして、歳出につきましては3,401万6,000円、対前年度比34.0パーセントの減額となっております。

歳入歳出の増額の主な要因としては、平成29年度保健文化センターのエレベーターの改修工事が完了したことに伴う補助金と施設整備費の減額によるものでございます。

3 ページをごらんください。図書室の資料購入費でございます。

平成29年度とほぼ同額の826万4,000円の予算を計上させていただきました。

6 ページをごらんください。

29年度に保健文化センターのエレベーターの改修工事とアスベスト調査業務を行いました。が、来年度につきましては、設備の改修等の予定はしておりません。

7 ページをごらんください。図書室一般事務費です。

図書室3室を運営する経費でございます。臨時職員の賃金単価及びシステムの借り上げ料の経費など115万円の増額となっております。

以上、平成30年度図書室の予算の概要でございます。

最後に、中部コミュニティセンターの資料をご用意ください。

1 ページ目の総括表でございます。

歳入ですが、87万9,000円で、対前年度比2.0パーセントの減額となっております。

続きまして、歳出でございますが、885万2,000円で、対前年度比18.6パーセントの減額となっております。

主な減額の理由でございますが、中部コミュニティセンターの施設維持管理費で長期契約の日常清掃業務の委託が入札により契約が確定したこと、及び施設の改修を来年度予定していないためでございます。

3ページをごらんください。

中部コミュニティセンター主催教室3教室を開催する予定でございます。また、特別講座についても昨年と同様に実施していきたいと考えております。

以上、平成30年度生涯学習課関係の予算の概要となります。よろしくお願いたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました新年度予算の概要について、ご質問等があればお願をいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 12ページの十枝の森の活用検討委員会というのは、これはなくなったということなんですか。

それから、私が一般質問でも取り上げました指定文化財等の修繕というのは、これは各指定文化財のところにある標識などを修繕するということなんですか。11ページの13、委託料です。指定文化財等看板修繕ですね。これ看板修繕するために委託しているんだと思うんですけども、これは指定文化財になっているところの看板を修理するということですね。これいつ頃されるんですかね。

○秋葉好美委員長 織本課長。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 まず、十枝の森の活用検討委員会ということですが、平成29年度に、今年度検討するというので、結果的にはこれ庁内の関係課で集まってやりましたので、実際は支出はございませんでした。来年度は、また外部の有識者を招いてやる予定もございませんので、予算もゼロとさせていただきます。

続きまして、12ページの委託料の指定文化財の看板等修繕につきましては、かなり指定文化財の看板が老朽化していますので、今の予定ですと正法寺の看板と原胤継さん、要は小西城のお墓というか、原胤継さんの看板と、あといくつか4点ぐらいを修繕をしようかなというふうに考えています。ちょっと修繕する時期については、まだ未定でございます。

○秋葉好美委員長 ほかにございませんか。

森副委員長。

○森 建二副委員長 今のちょっと関連ですが、十枝の森につきましては、多分いろいろな考えの方がいらっしゃって、例えば博物館、美術館にしたほうがいいとかいう話も、これもあくまでも1つの意見ですけれども、ぜひ検討委員会、次年度は引き続き庁内での話し合いをするという形になるのですかね。できれば有識者を入れるなり、民間の人をある程度入れるなり、実際にボランティアで動いている方もいらっしゃると思いますので、ちょっと塩漬けという言い方がおかしいですけれども、あまり、ちょっと現状ある意味何も生み出さない状況になってしまっている状況なので、何がしかの話し合いをもう少し進めていただければなと思いますが、いかがでしょうかということが、まず1つ。

それと、あとスポーツ振興室の歳入の部分で、アリーナ使用料が約100万ほど次年度収入増を見込むということですが、イベントか何かがあるのでしょうか。増収と見込む根拠をお示してください。

それと、図書室のほうも、これは私も勉強不足で図書館振興財団の助成金が生涯学習課の全体のほうに入っていて、図書室のほうの予算ではここは計算上入っていないという形なので、多分ちょっと図書室として何がしか新しいことをするなり何なりということをするれば、もうちょっと逆に助成金なり何なりかが増えるんじゃないかなと思いますが、施設が今のままだと何も動くことがないという現状維持というお考えなのでしょうか。図書室のほうでのお考えをお示してください。

以上です。

○秋葉好美委員長 織本課長。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 まず、十枝の森の関係なんですけれども、今年度、庁内で関係課集まりまして、今後、十枝の森をどう維持管理していくかというのを1年間かけてお話し合いをさせていただきました。その中の来年度、その検討会議をやるかどうかという、予定がないと先ほどお話しさせていただいたんですけれども、その中で庁内の中のある一定の方向性といたしまして、寄附していただいた十枝さんの遺志をくんで、要はあそこを自然を残したままで皆さんに見てもらおうと、そういうのが1つの方向性として、当面何かに活用するのではなく、自然を活用しようということが1つの方向性として市の内部として話し合われた結果でございます。

あと、アリーナの増収につきましては、これ今までの傾向で、やはり利用料の増加傾向があります。その増加傾向から増額の予算をしているものであって、特別何かをやって人を

呼び込んで収入を増やすという考えではございません。

続きまして図書室、まず図書館振興財団の収入なんですけれども、これはデジタル博物館の助成金が図書館振興財団の助成金をいただいてやっていますので、その分があるということでございまして、また来年度、図書室で図書館振興財団もいろんな助成事業やられているんですけれども、直接図書室にかかわる応募は来年度していませんので、予算は計上していないということでございます。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 デジタル博物館につきましては、ちょうど今3階でやっていらっしゃるのを私も見せていただきまして、非常に連動でデジタル博物館で見られるものを並べていただいて、ああ、こういういわれのものがあったんだななんていうことを改めて勉強させていただきました。ぜひ結構人も入っていらっしゃるようなので、引き続きよろしく願いします。

ぜひできれば多分図書室でも何かそこをうまく絡めないかなと思っているんですね。博物館は残念ながら、実際の博物館ではないので、図書館の例えば入り口にも何かそういうヒントをつなぐような仕組み、例えば図書館に来た子どもなど、親子連れがこういうデジタル博物館につながるような仕組みが、何か横のつながりをもっとうまく使って、何かとりあえずは市民の方、そして対外的な発信をできればこのデジタル博物館という約2,000万でしたか、予算も生きると思いますので、ぜひこのデジタル博物館についてはお願いしたい。

あとは、十枝の森については、とりあえず現状ということで活用しましょうと。なかなかちょっと難しい問題が絡むとは思いますが、何か観光の一つの起爆剤的なものにできないかなという気が実はしておりますので、ここぜひ商工観光とのちょっとうまく連携をとりながら、横の情報のやりとりをしていただいて、人集めの一つの道具にさせていただくのがいいんじゃないかなと思っておりますので、要望としてお願いいたします。

(「関連で」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 十枝の森の引き続きなんですけれどもね、先日白里地域の公共交通の住民説明会がありましたね。そのときにたまたま私の後ろにいた郷土史研究会の会長ね、古山さん、全く地域公共とは直接関係ないんだけど、その十枝の森を活用して美術館なり資料館なりつくったらどうかという発言はされたの。郷土史研究会、文化に非常に造詣の深い、そういう古山さんみたいな方がそういうふうに言っておられるというのは、非常に

僕は貴重な意見だと思いますので、ぜひだからというわけじゃないですけども、ぜひそういう意見については検討していただけたらよろしいんじゃないかなというふうに思いますね。

それで、ちょっと話変わっちゃいますけれども、6ページの、私ちょっと気がつかなかつたんで、去年もやられたのかもわからないんですけども、図書室のアスベストの調査は、これどこでどんなアスベストの調査をしたのか。実際アスベスト調査をやって、結果がどうだったのかみたいなことがわかれば教えていただきたいと思います。

○秋葉好美委員長 織本課長。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 アスベスト調査につきましては、今後保健文化センターを、築30年以上たって老朽化していますから、それを改修するときには、やはり壁をはがしたり、床をはがしたり、そういうところにアスベストが含有されているということですので、やはりその改修の内容にもかかわるといことで、調査をさせていただきました。

それで、今年度調査を終わったわけなんですけれども、これは建材のうち26種類を調査しまして、アスベストの含有があるかどうかを調査いたしました。26調べまして、5建材にアスベストの含有が確認されたという結果となっております。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 それはそうすると、今後もし建てかえだとかやるときに、例えば壊したり改修したりというときに、それを参考にするといことですね。

○織本慶一教育委員会生涯学習課長 そうです。

○蛭田公二郎委員 わかりました。

○秋葉好美委員長 ほかに。

はい。

○森 建二副委員長 私が質問したときに、図書館長が、何かこう私が先ほどお話あったときに、お手を挙げられたので、ちょっとそっちにいったので。

○佐久間直美図書室長 先ほどの森委員のご質問で、図書館振興財団の今回学習課の予算なんですけれども、3階ホールで今やっております古代の展示とデジタル博物館なんですけど、連動するような形で2月末まで大網白里市の市内の紹介をする展示を行ってございました。市の歴史ですとか町史ですね、そういったものも郷土資料も展示をしてございました。3月からはちょっと変えてしまったんですけども。

それから、そのロビーにある展示ケースの横に美術品の展示ケースもありまして、そこで

ミニミニ美術展ということで、美術品を少しずつ展示はしております。そことちょっと連動するかとも思いますので、ちょっと補足説明ということで、よろしく願いいたします。

○森 建二副委員長 ありがとうございます。

○秋葉好美委員長 ほかにございませんか。大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、生涯学習課の皆さん、退席して結構でございます。

(教育委員会生涯学習課 退室)

○秋葉好美委員長 それでは、生涯学習課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等はありませんか。

(「正副一任」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 正副一任ということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、暫時休憩いたしますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 休憩いたします。

(午後 2時14分)

○秋葉好美委員長 それでは、再開をいたします。

(午後 2時20分)

○秋葉好美委員長 次に、健康増進課を入室させてください。

(健康増進課 入室)

○秋葉好美委員長 それでは、健康増進課の皆様、ご苦労さまです。

新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後、各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

○石原治幸健康増進課長 それでは、私の左側が副課長の伊藤でございます。

○伊藤文江健康増進課副課長 伊藤です。よろしく願います。

○石原治幸健康増進課長 右側が副主幹の小田川です。

○小田川尚子健康増進課副主幹 小田川です。よろしく願いいたします。

○石原治幸健康増進課長 最後に、健康増進班の班長の川寄です。

○川寄亜希子健康増進課主査兼健康増進班長 川寄です。どうぞよろしくお願いいたします。

○石原治幸健康増進課長 私、石原です。よろしくお願いいたします。

早速、当初予算の概要説明をさせていただきます。

健康増進課については、まず班については1班の体制です。事務分掌につきましては、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師で配置されまして、健康増進事業やがん検診、予防接種、母子保健事業を担っております。

まず、1ページをごらんください。

予算編成の基本的見解につきましては、健康増進施策として各種検診、予防接種、がん検診の充実、生活習慣病の予防、健康意識の高揚を目的とした事業を実施しております。特に平成29年度から、本年度からですけれども、胃の内視鏡検査の導入、そしてまた健康ポイント事業を開始して住民の意識の向上を図っております。

まず、歳入ですが、総額1,964万2,000円、前年度比較しますと193万3,000円の減額となっております。

歳出につきましては2億2,890万9,000円で、前年度に比較しますと1,346万8,000円の減額となっております。

特筆すべき事業内容といたしましては、ただいま申し上げました胃がん検診の胃の内視鏡検査、それと市民の健康づくりへの取り組みの支援として健康ポイント事業が2年目を迎えます。

内視鏡検査につきましては、2年に1回ということで、平成30年度は平成31年4月1日時点で50歳以上の偶数年の方が対象となります。

続きまして、2ページの歳入をごらんください。

減額が大きい科目としては、下から3段目の健康増進事業補助金です。こちらについては690万3,000円で、前年度と比較しますと189万2,000円の減額となっております。こちらの要因としましては、各種事業の減額に伴い県からの県支出金補助のほうが減額となっております。

次に、3ページの保健センター管理費をごらんください。

こちらについては、保健センターの管理の費用で、清掃業務、設備点検等の委託料と光熱費などで543万1,000円を計上しております。清掃業務の委託につきましては、日常清掃を1日減らしまして、また定期清掃部分を隔年実施ということで、こちらのほう経費のほう

を削減をしております。

次に、4ページ、保健衛生事務費をごらんください。

こちらにつきましては、事務職及び保健師の臨時職員の賃金、市民の各種検診や予防接種などのデータ管理に伴う健康管理システム、こちらのほうの経費、あと救急医療事業などの山武郡市広域行政組合の負担金等で5,090万3,000円、前年度と比較しますと415万3,000円の増額となっております。

主な要因といたしましては、保健師等の育児休業に伴う欠員のための臨時職員の賃金や通勤手当等の増額、あとは国の指針に伴いまして国民健康保険の資格にかかわる健康管理システムの改修でございます。

次に、5ページのがん検診推進事業をごらんください。

がん検診推進事業につきましては、国庫補助金を活用して無料クーポン検診を20歳の女性に、また子宮頸がん検診、40歳の女性に乳がん検診を行います。

また、個別通知など経費も補助事業で使用できることから、特定の年齢に達した男女の方に対して胃がん、肺がん、大腸がん検診の受診勧奨、また精密検査未受診者への再度受診勧奨を行います。

予算額については264万6,000円、前年度と比較しますと37万3,000円の減額となっております。

次に、6ページのがん検診事業をごらんください。

がん検診事業につきましては、先ほどのがん検診推進事業とあわせまして実施している市単独の事業で、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの検査及び胃リスク検査を行っております。繰り返しになりますけれども、胃がんの検診につきましては、平成29年度から国の検診方法の見直しによりまして、胃の内視鏡検査を導入しております。ただ、この胃の内視鏡に抵抗があるという方につきましては、引き続きバリウム検査のほうを行っております。

予算額は3,266万6,000円で、前年度と比較しますと436万円の減額となっております。こちらの主な要因としましては、胃の内視鏡検査数を前年度比で算出しておることと、一生に一度の検査である胃のリスク検査の受診者数、こちらが減少したものです。また、国の指針に基づきまして子宮がん検診の受診間隔を隔年としたため、こちらのほうも受診者数、単純に約2分の1となっております。

次、7ページの予防接種事業をごらんください。

予防接種事業につきましては、子どもから高齢者までの各種予防接種の実施になります。予算額は7,930万5,000円で、前年度と比較しますと224万円の減額となっております。主な要因といたしましては、日本脳炎の積極的勧奨をしない期間、こちらの経過措置期間がありまして、その対象が29年度で終了したため、その関係で個別接種の委託料、あと集団接種に伴う医薬材料費や消耗品、印刷製本費が減額となっております。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種の助成金については、引き続き1,500円を計上しております。

次に、8ページの健康づくり事業をごらんください。

こちらにつきましては、健康増進法に基づきまして、各種保健事業を実施しております。

予算額は1,202万1,000円で、前年度と比較しますと186万2,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、今年度から始まった健康ポイント事業にかかわる報償費、こちらクオカードを投入しておりますが、こちらのほう在庫があることから平成30年度も活用するというので、その分減額となっております。また、生活保護受給者の特定健診、また骨粗しょう症にかかわる委託料、こちらについては実績を加味して計上しております。新規事業といたしまして、改正自殺対策基本法の施行に伴いまして、予算のほうはほとんど盛っていないんですけれども、全ての自治体に義務づけられているということで30年度に計画を策定する予定であります。

次に、9ページの結核感染症予防事業についてごらんください。

こちらにつきましては、胸部検診にかかわる検診委託料や受診勧奨の通知、また結果通知や精密検査受診勧奨などにかかわる経費で、予算額は925万4,000円で、実績に基づく受診者の見込み数を盛っているため減額となっております。

最後に、10ページの母子保健事業をごらんください。

こちらは、母子保健法に基づく乳幼児健診にかかわる内科医師や歯科医師の報酬、各種相談事業、教室等にかかわる栄養士、歯科衛生士、保健師などの臨時職員の賃金、また妊婦・乳児一般健康診査の委託料、未熟児療育医療給付費の扶助費が主なものです。

予算額は3,667万6,000円で、前年と比較しますと383万9,000円の減額となっております。こちらの主な要因は、妊婦一般健康診査にかかわる委託料ほか乳幼児にかかわる検査にかかわる委託料、こちらのほう実績件数に基づいて算出しております。

いずれにしても、こちらの事業については、妊娠、出産、育児について切れ目ない支援を実施できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士など、また関係各課と連携しまして事

業を実施してまいります。

以上が提出資料の説明です。よろしくお願いいたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました新年度予算の概要について、ご質問等があれば
お願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今年度から始めた健康ポイント手帳、どんな状況でしょうか。

それと、申し込むときに2つ以上とかAとかBとかありますよね、3つ以上、目標だとか。
私一番関心があるのは特定健診をやはり健康ポイント手帳の推進とあわせてやるのが一番
効果が求められるというふうに思っているんですけども、何かそのへんの状況というか
結果みたいな、もしあったらお願いします。

○秋葉好美委員長 課長。

○石原治幸健康増進課長 健康ポイント事業についてですが、まずこの事業につきましては、
まず健康に関する自分の目標を立てていただきます。その目標に関して60日間実施して、
今言われた住民検診とか職場の検診、人間ドック、がん検診等をどれでも1つ受けていた
できれば500円のクオカードを皆様にお渡しする。こちらがチャレンジAになります。

もう一つが、同じく60日間実施して、かつ市の事業への参加、または大網白里アリーナに
ありますトレーニング室の利用、あとは献血、こちらのほうを2つ以上クリアしたら、抽
せんで市の特産品を差し上げると。こちらがチャレンジBになります。

実際にこちらのほう応募いただいたのが、チャレンジAのほうが406名、チャレンジBが
119名です。延べで525名が応募いただきました。実際に両方応募した方もおりますので、
その方は60日間の2で120日間やるということです。

こちらについては提出の際にアンケートをやっていただいております。また、窓口でお話
等をした結果、健康づくりのきっかけとなったというのが一番多くて、さらに手帳があっ
たので継続できた、また応募した後も続けるという、このへんは窓口なんですけれども、
そういう意見をいただいております。

それとあと、これに応じましてチャレンジA、チャレンジBの受診率ですとか参加の関係
なんですけれども、特定健診やがん検診については前年度と大体同じ数字、期待をしてい
たんですが減ることはなく大体同じぐらいの数字です。

Bのほうの市の事業の参加等につきましては、増加したものが結構多かったです。特に大
網白里アリーナのトレーニング室なんですけど、まだ途中の段階、1月末の段階で1.5倍近く

の利用者があるということで、こちらがこれと関係しているのかわからないですけども、60日の目標をトレーニング室でやっていただければ、それだけ収入のほうもアップするんで、このへんの効果がどうなのか、ちょっと細かい点はわかりませんが、そういう状況になっております。

あと、チャレンジBで特産品をプレゼントということで、こちら抽せんになるんですけども、いただいた方というより真紅の美鈴とお米と水産加工品、あとメロンと落花生をしたんですけども、抽せんというのは50名なんですけど、特に真紅の美鈴については郵送というよりも本人に、やはり傷んでしまう可能性があるんで取りに行ってもらったんですけど、実際生産者の方からは取りに来たとあわせて追加で購入していただいたとか、あとはおいしいということで友達とか知人に紹介してさらに注文が増えたというようになっています。実際、そのほかについても、一応チラシと一緒にオーケーですよという形をとったんで、そのへんPRできたかなと思っています。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

副委員長。

○森 建二副委員長 とても関係がないのですが、保健文化センターの1階の土日なんですけれども、前の方にもお話ししているかもしれませんが、あそこがどうしても1階の通路が抜けられない形になりますよね。あそこというのはセキュリティ上、どうしようもないんですか。

というのは、結構土日に、例えば社協のイベントがあったりとかして、大きい荷物を持って入ったりすると、あそこの中に入れないというのはやはり土日、ちょっと厳しいなというのと、あとはほとんどのサラリーマンですとか一般の方が土日に図書館とかに来るときに、1階に入って、奥にあそこ、椅子とかちょっと座りたったりたまったりする場所があるじゃないですか。そこの中がちゃんと閉じられていて、すぐに2階に上がらなければならないというのは、ちょっとやはりサービスの観点からいって非常に雰囲気がよくないという気がしていますんで、何かやり方がないか。多分セキュリティ上の問題なのかなと思うんですけども、何か来てもらうお客様に何かやり方がないかなという気がするんですがいかがでしょうか。

これ施設管理なんで、別の問題になっちゃうかもしれませんが。

○秋葉好美委員長 石原課長。

○石原治幸健康増進課長 一応セキュリティの関係で、おトイレのほうを使う方は2階、3階ということになると、シャッターで今セキュリティのほうやっているんで、あれをあけてしまうと、個別の部屋が一応あるんですけども、そのへんがちょっと管理が難しいということ。

ただ、椅子のほうは、自動販売機とかあのへんに置いてあって、あとは多少その椅子を中にあるのをシャッターの内側というか、入った座れるようなことは一応試みることはできます。

ただ、やはりシャッターをあけてしまうと、いろいろなものが置いてありますんで、かぎのないところも多少ありますので、ちょっとそのへんは今後の課題かなと思います。

以上です。

○森 建二副委員長 要望として、あそこは入っていきなりシャッターが目の前というのは、やはりあまりよろしくないというか、例えばお客様商売的にいうとあれはアウトだと、パッドショーだと思います。そこはちょっと考えていただいて、もうちょっと、せめてあそこの中までは入れるくらいな形で、やはりお年寄りの方とか中に入ってちょこっと座るところがありますけれども、あそこのロビーはあまりにも人もたまれないし、ちょっとさびしい雰囲気になってしまっているなど。

2階の図書館の前とかには多少座るところがあるので、そこに上がれと言われればそれまでなんですが、やはり1階の見た目が非常に息苦しいというふうな感じをすごく持っているので。

ほかの方に聞いても、やはり1階のあそこは物も中に通れないし、だから各部屋のかぎをちゃんとセットすれば何とかセキュリティ上はうまくいかなのかなかなと思っていますんで、そこは要望として引き続き再考をお願いしたいかなと思います。

○秋葉好美委員長 石原課長。

○石原治幸健康増進課長 どのくらい先になるかわからないんですが、保健センターの改修というのがとりあえずありますんで、ただ、それは財政課とか全体の問題なんでわからないんですが、そのへんについて、その際には今の意見を踏まえて考えていきたいと思っています。

現状もちょっと昔のつくりなので、ライトが暗いというのがあるんですね。ライトがしゃれたつくりにはなっているんですけども、光が中から出ているような形なんで、そのところを明るくすれば、また今言われた、もちろんシャッターのところをもうちょっと、シ

ャッターではなく工夫すれば、今の現状でもどうにかできるかもしれませんが、改修も含めてちょっと検討はしたいと思います。

（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○伊藤文江健康増進課副課長 今のに補足といいますか、以前からの状況をちょっと申し上げますと、あそこにソファが置いてあって、一時期みんな片づけちゃったこともあるんですね。

というのは、1階に誰もいないので、ソファで寝転がったりして、あとエレベーターから2階のご利用者さんがおりてきたときに、ソファで寝たりとかそこを独占している方がいらして、あと、おりてきた方をにらんだりしているというふうなお話もあって、一時期ソファを片づけて、あそこを何も無いような状態にしたこともあるんです。

ですので、そこらへんは利用されるお客様の状況によってちょっと難しい部分もあるのかなというところで、今までの現状としてはそんな形ではありましたが、ちょっと補足させていただきました。

○森 建二副委員長 あそこが明るければ、そういう人もいなくなると思いますんで、引き続き再考をお願いします。

建物の中に入って暗くて狭いというのは、正直非常によろしくないと思うので。

○秋葉好美委員長 そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○秋葉好美委員長 それでは、健康増進課の皆様、退席して結構でございます。ありがとうございました。

（健康増進課 退室）

○秋葉好美委員長 それでは、健康増進課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等はございませんか。

○田辺正弘委員 正副一任。

○秋葉好美委員長 ということで、正副一任でございますので、以上で健康増進課の新年度予算にかかわる概要聴取を終了いたします。

次に、市民課を入室させてください。

（市民課 入室）

○秋葉好美委員長 市民課の皆様、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案第22号 大網白里市国民健康保険条例の

一部を改正する条例の制定について、議案第23号 大網白里市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 大網白里市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案の審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、副課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第22号、議案第23号及び議案第29号について説明をお願いします。

○山本敬行市民課副課長 それでは、本日出席をしております職員を紹介させていただきます。

私の左手奥から、白里主張所の飯田所長でございます。

○飯田 剛白里公民館長兼白里出張所長 飯田です。よろしくお願いします。

○山本敬行市民課副課長 私の左隣、国保年金班の飯倉班長でございます。

○飯倉正人市民課副主幹兼国保年金班長 飯倉です。よろしくお願いします。

○山本敬行市民課副課長 そして私の右手、戸籍市民班の古内班長でございます。

○古内晃浩市民課主査兼戸籍市民班長 古内です。よろしくお願いします。

○山本敬行市民課副課長 最後に私、副課長の山本です。よろしくお願いします。

以降着座にて説明をさせていただきます。

早速ですが、議案のほうは市民課からは3議案送っておりますが、概略を説明させていただきます。

まず1点目ですが、議案第22号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この案件につきましては、現在市町村が個別に国保事業の運営を行っておりますが、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり市町村とともに国保運営を行うことから、これに伴う所定の改正を行うものでございます。

具体的には、都道府県も国民健康保険の事業を担うことになることや、都道府県にも国民健康保険運営協議会が設置されていることから、これらに伴う規定の整理を行うこととさせていただきます。

2点目の議案第23号 大網白里市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらにつきましても、広域化に伴う改正でございます。こちらに関しましては、広域化により県が保険給付費に相当する交付金が市へ交付されることとなることから、基金の処分事由を改めるものとするものです。

具体的には、これまで処分事由として保険給付費の増嵩により財源が著しく不足するとしておりましたが、広域化後は、都道府県が市町村へ保険給付費等交付金を交付することになり、処分事由に該当することがなくなるため、財政調整上必要がある場合に基金を処分することができるように処分事由を改定するものでございます。

最後に3点目でございますが、議案第29号 大網白里市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。これまで国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受けていた方が年齢到達等により後期高齢者に加入する場合は、現在は施設等のある現住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされていましたが、今後は後期高齢者の医療制度へ加入後も従前の属する後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされています。

ちょっとわかりづらいんですが、仮に大網の国保の被保険者だった方が東京のある施設に行っていた場合なんですが、年齢到達で後期に移った場合は、これまでは東京のほうの広域連合の被保険者となりましたが、今後はこの制度が変わることによりまして千葉県の広域連合にそのまま引き継ぐということになります。

それに伴いまして、保険料を徴収する者が大網の住所地特例者でしたら、大網白里市で保険料を徴収しなくては行けませんので、それに伴う条例の改正になります。

以上3点が市民課より提出しております議案でございます。どうかご審議のほどよろしくお願いたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました各議案について、ご質問等があればお願いします。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 23号いいですか。

これまでは基金が、例えば国保の基金が仮に15億円あるとすれば、それを取り崩すときの条件として、保険給付費の増嵩により財源が著しく不足するという、そういう前提があったんだけど、なくなって、財政上必要がある場合に基金を処分できると、基金を取り崩したりすることができる、こういうことで、そういう点では今までよりか

縛りがなくなって、場合によっては自由に崩せるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○秋葉好美委員長 飯倉班長。

○飯倉正人市民課副主幹兼国保年金班長 今、蛭田委員がおっしゃったとおり、今までは給付ということだったんですけれども、今までに限らず、今後も取り崩すものに関しましては、そこは不足が生じたということに関して今後は幅広く崩せることは可能だと思います。

ただ、主に使うのはもちろん給付が主であるということは、今後考えられるということはいかがでしょうか。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかに。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 確認で、次の29号。さっきややこしいという説明があったんですけれども、この改正の趣旨の中で、現住所地とか従前住所地とかと書いてあるんですけれども、つまり今度国保の特例措置と同じように、後期になっても同じような扱いをするということだから、東京に行った部分についても今の特例と同じように千葉県の方で払うというようなことにするという事なんですけれども、それでいくと、現住所地というふうに書いてあるのは、東京の施設に入っている場合には東京都ということですね。それから、従前住所地と書いてあるのは、これは千葉県と、こういう解釈でいいんですか。

○秋葉好美委員長 副課長。

○山本敬行市民課副課長 今、委員おっしゃるとおりでございます。

この説明がややこしいんですが、現住所地と書かれているものは、その施設、今お客様が、その方が施設に入られている住所地。従前の住所地というのは、委員おっしゃられたように、もともとその方が住んでいらっやって、住所地特例によって東京のところ、いわゆる大網ということでございます。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 ということは、今の関連だと、例えば大網の場合は杜の街とかいろいろありますけれども、市外の人も多いと思うんですが、そのへんはざっくりばらんに言うと、メリットと申しますか、市の持ち出しみたいのが減ることになりますか、どうなんでしょうか。

○秋葉好美委員長 副課長。

○山本敬行市民課副課長 今までは、先ほどもお話ししたように、千葉県でやっていたので、今まで大網白里市で保険料の徴収を行っていましたが、これから入られてくる方、4月以降に入られてくる方は、もともとの住所地でございますので、東京でしたら東京のほうの自治体が保険料を徴収する、埼玉でしたら埼玉のほうで保険料を徴収するということになりますので、向こうからこっちに来られる方に関してはこちらの保険料として徴収することがなくなるということ。逆に、こちらからほかの県の施設に行く場合は、私どものほうで保険料を徴収しなくてはいけなくなるということになると思います。

○秋葉好美委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 以上で質問等は終了します。

次に、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

○山本敬行市民課副課長 それでは、はじめに市民課のまず業務内容を説明させていただきます。

市民課には、本庁の戸籍市民班と国保年金班の2班及び白里出張所で組織されております。

戸籍市民班と白里出張所の主な業務は、住民基本台帳に関する届け出、戸籍に関する届け出、印鑑登録と、これらに伴う各種証明書等の発行のほか、個人番号カードの交付などを行っております。また、国保年金班は、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金に関する事務を行っております。

次に、お手元の説明の構成を説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして目次をごらんください。市民課では、3つの会計を所掌しております。

一番上が議案第9号の一般会計予算で、市民課の部分ということで1ページから11ページまで。その下が議案第10号の国民健康保険特別会計予算で12ページから18ページまで。その下が議案第11号の後期高齢者医療特別会計予算で19ページから24ページ。そして、一番下の白里出張所に係る一般会計で25ページ、26ページに記載がございます。

それでは、一般会計からご説明申し上げます。

資料の1ページ目をごらんください。一般会計の総括表でございます。

歳入につきましては、合計額で3億4,852万5,000円を見込んでおります。平成29年度当初予算額と比較いたしますと2,298万円、率にして6.2パーセントの減となっております。最上段の13の02-01の総務手数料でございますが、これは戸籍住民票、印鑑証明といった窓

口の手数料でございます。

2段目の14の01-01民生費国庫負担金から下は、主に国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の各種業務に係る国及び県からの委託金や負担金などでございます。

まず、減額の主な内容でございますが、2段目の14の01-01民生費国庫負担金436万5,000円と6段目の15の01-02県からの民生費負担金が2,327万1,000円の減となっております。これは国民健康保険の被保護者数の減少に伴いまして国保税の減額対象となる低所得者の世帯数も減少したことから、軽減分を補填するために国・県それぞれから支出される国民健康保険基盤安定負担金が減少するためでございます。

続いて、増額の主な内容でございますが、3段目の14の02-01総務費国庫補助金でございますが、これは個人番号カードの交付事務に伴う費用として国から支出されるものでございます。平成29年度当初予算額と比較いたしますと377万4,000円が増額となりますが、29年度は28年度からの繰越予算額が385万ほどございましたので、この金額を含めると29年度と30年度はほぼ同額の予算となることとなります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

合計で9億4,173万9,000円、前年度比で4,169万4,000円、率にいたしまして4.2パーセントの減となっております。内訳といたしましては、上のほうの2款に関しますものが住民基本台帳、戸籍などの窓口業務や個人番号カード交付事務に係る経費、下のほうの3款が国民健康保険及び後期高齢者医療に関する特別会計への繰出金や後期高齢者医療広域連合への給付費並びに事務費の負担金等でございます。

それでは、主な増減についてご説明申し上げます。1段目の02-03-01の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、予算額525万1,000円で、前年度比85万7,000円の減となっております。この事業は、本庁で運用しております住民基本台帳システムと国・県とのネットワークシステムを連携させるためのシステムを維持するためのものでありまして、システムの機器にかかわる賃貸借契約が30年12月で終了しまして、その後は機器に関しては無償譲渡となるために減額となるものでございます。

次に、上から4段目、02-03-01の個人番号カード交付事業でございますが、予算額は1,178万5,000円で、前年度比259万の増となっております。

個人番号カード交付は、国から委任事務として28年1月より行っているところでございます。これに係る経費といたしましては、人件費や個人番号カードの作成に伴う負担金でございます。増の理由に関しましては、先ほど歳入で申し上げたとおりでございます。

次に、その下の段03-01-01、5段でございます。国民健康保険特別会計繰出金につきましては、3億4,421万8,000円、前年度比7,455万5,000円の減額となっております。これは、法令で定められております一般会計からの繰出金でございます。

国保特別会計の詳細に関しましては、この次でご説明いたしますが、被保険者数の減少及び広域化に伴いまして、予算費目全体が縮小したことが主な要因でございます。

次に、下から3段目、03-01-04年金事務費でございます。予算額331万、前年度比43万6,000円の減となっております。減額につきましては、平成29年度に日本年金機構との受付書類のやりとりを紙から電子媒体化する改修の一部を終了したためでございます。

一般会計の最後でございますが、一番下の段、03-01-05後期高齢者医療給付事務費が予算額5億6,581万4,000円、前年度比3,120万7,000円の増額となっております。これは、後期高齢者医療広域連合への給付費や事務費に対する負担金及び後期高齢者医療特別会計の繰出金を計上しているものでございまして、後期高齢者の被保険者数が増加していることが要因でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料12ページをお開きください。資料12の1と2となっておりますが、こちら合計のところをちょっと見ていただければわかると思うんですが、歳入歳出とも予算額は減少しております。先ほども申しましたように、主な要因は被保険者の減少と広域化による会計の枠組みの変更によるものです。今、皆様に見ていただいている表は、枠組みのあれがちょっと見づらいので、補足資料ということで用意させていただきましたので、今から配らせていただきます。

ただいまお配りさせていただいた資料ですが、A4の縦で12の1と2と、そして平成30年度以降国保財政の基本的な枠組みと書かれたA4横のフロー図、しめて3枚でございます。

基本的にはこちらの資料の12ページの1と2と同じなんですが、ちょっとわかりやすくするために網かけをさせていただきました。追加資料で出させていただいたんですが、皆さん、先ほどからお話ししているように、国民健康保険は30年度から広域化ということで、そちらに伴いまして基本的な国保会計の枠組みが大きく変わります。

これまでは、市は国と県から調整交付金等を受けて、また支払基金からは前期高齢者交付金、療養給付費等交付金を受けておりましたが、県が財政運営の主体となることから、これらの交付金等に関しましては県に移管されることとなります。各市町村は医療機関へ支払う給付費は交付金として、今までは市の予算で払っていたんですが、これからは県から

市町村へ交付金ということで交付されることとなります。

一方で、各市町村は、その交付金に充てるための費用の一部としまして、県に対して納付金を納めるというような仕組みとなります。そのため、平成30年度の予算科目として平成29年度から継続するもの、また30年度のみ科目のもの、また29年度で終わってしまうもの、また新たに新設される科目というものがありますので、そういう形で予算を編成させていただいております。

お配りさせていただきました、まず12の1、歳入なんですが、こちらのほうをごらんください。

国民健康保険特別会計の総額は、税も含めまして57億8,414万3,000円を計上させていただいております。このうち市民課で所掌する予算に関しましては、国民健康保険税を除いたものでございまして、歳入が資料の12の1のとおり45億1,687万1,000円、前年度比で10億3,167万6,000円、率にいたしまして18.6パーセントの減でございます。

主な減額といたしましては、これ水色で網かけをさせていただいておりますが、上から2段目、02-01-01の療養給付費等負担金から上から5番目、02-02-01財政調整交付金まで、国から市へ交付されていたものが、先ほども申しましたように県へ移管されることとなります。

また、上から8段目、ここちょっとピンク色で網かけをさせていただいておりますが、03-01-01療養給付費等交付金、それと下から3番目、これもピンク色で網かけしてあります、前期高齢者交付金が同じく社会報酬支払基金から市へ交付されていたものが、これも県に移管されることになりました。これらは、全て赤字で記してございます。

一方、かわりに県から国保連合会を通じて各医療機関へ保険給付費を支払うための費用として、上から9番目、04-01-01、これは緑色の保険給付等交付金が新たな科目として新設されました。これらは青字で明記してございます。

次に、歳出のほうを説明させていただきます。

次に、歳出でございますが12の2をごらんください。

一番の下の合計額57億7,186万2,000円、前年度比12億292万8,000円、率にいたしまして17.2パーセントの減でございます。

歳入と同じく、ちょうど中段、黄色で網かけをしてございますが、03-01-01の一般被保険者医療給付費分から03-03-01介護納付金分までが広域化に伴いまして新たに新設されたものでございます。これも新設ということで青字で明記してございます。

次に、一番下7段目、これは緑色で網かけしてございますが、後期高齢者支援金から一番下まで、介護納付金にかけて、これまで市が直接社会報酬支払基金で支払いを行っていましたが、これらも県へ移管されたことによりまして県が支払基金とのやりとりを行うこととなっております。29年度までということで、こちら赤く明記してございます。

こちらだけの表ですと、ちょっとわかりづらいと思ひまして、最後にお配りさせていただいたA4横のフロー図をごらんいただきたいと思ひますが、次年度からの新たな財源の流れを可視化できるよう、わかりやすく整理させていただいたと思ひしております。それぞれ先ほどお話ししたように、赤字、青字で明記させていただいたものの流れがわかるようにさせていただいております。このように平成29年度と大きく異なる理由は、国保会計の枠組みの広域化に伴いまして大幅に組みかえが行われたということになっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

もとの資料に戻っていただきまして19ページをごらんください。

後期高齢者特別会計の当初予算額の総額につきましては、歳入歳出それぞれ5億5,265万9,000円を計上させていただいております。前年度比で4,118万6,000円、率にいたしまして8.1パーセントの増額となっております。増額の主な要因でございますが、歳入では、一番上の01-01-01特別徴収保険料、01-01-02普通徴収保険料を合わせまして3,371万8,000円の増額となっております。これは、被保険者の増によるものでございます。

また、03-01-02保険基盤安定繰入金が612万7,000円の増となっております、こちらは、保険料の軽減分の補填に係る一般会計からの法定繰入金でございます。

一方、歳出でございますが、上から3段目、02-01-01後期高齢者医療広域連合納付金が3,984万7,000円の増となっております。これは歳入の保険料と一般会計から繰り入れられた保険基盤安定繰入金を合わせまして、その額を千葉県後期高齢者広域連合に納付するものでございます。

最後になりますが、白里出張所関係の予算についてご説明申し上げます。

資料ですが、25ページの総括表をごらんください。

歳入に関しましては、本庁分と合わせて一括で計上してございますので、予算計上はございません。一方、歳出でございますが、出張所の事務費として177万7,000円を計上させていただいております。

内容といたしましては、26ページをちょっと見ていただきたいんですが、臨時職員の賃金が163万5,000円と、その大半を占める形になっております。

以上、雑駁ではございますが、市民課が所掌する予算の概要につきまして説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明のありました新年度予算の概要について、ご質問等があれば
お願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 10ページの間ドック助成金、これは何人分。

(「今年度ですか」と呼ぶ者あり)

○飯倉正人市民課副主幹兼国保年金班長 645人です、600半ばです。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 よろしいですか。

それでは、市民課の皆様、退席していただいて結構でございます。

(市民課 退室)

○秋葉好美委員長 それでは、市民課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思
いますが、ご意見等はございませんか。

○田辺正弘委員 正副一任。

○秋葉好美委員長 それでは、以上で付託議案の審査及び市民課の新年度予算にかかわる概要
聴取を終了いたします。

それでは次に、大網病院を入室させてください。

(大網病院 入室)

○秋葉好美委員長 大網病院の皆様、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案第24号 大網白里市立国保大網病院使用
料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について審査を行いますので、説明をお願
いします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから
速やかにお答えください。

はじめに、事務長から職員の紹介をいただき、続けて議案第24号について説明をお願いし
ます。

○酒井 総国保大網病院事務長 それでは、職員のほうを紹介させていただきたいと思
います。

人間ドック等を担当しております木村副院長です。

○木村典夫国保大網病院副院長 よろしく申し上げます。

○酒井 総国保大網病院事務長 副事務長の古川です。

○古川正樹国保大網病院副事務長兼管理班長 古川です。よろしく申し上げます。

○酒井 総国保大網病院事務長 検診を担当しています渡辺副主査です。

○渡辺 隆国保大網病院副主査 渡辺です。よろしく申し上げます。

○酒井 総国保大網病院事務長 事務長の酒井です。よろしく申し上げます。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

はじめに、議案の説明資料のほうをごらんください。

改正の趣旨からでございますけれども、日本人間ドック学会専門医などの資格を持つ木村医師が昨年着任したことから、検査業務の再点検を行い、当院が実施する人間ドック及び健康診断について、より受診利用しやすくなるよう検査項目、料金などを見直そうとするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、資料のほうを1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。表の左側が改正後、右側が改正前でございます。

はじめに、人間ドック料金の区分でございますが、改正前は半日、1日の人間ドック、脳ドックの3コースでございました。内容は、半日は一般的な人間ドックのコース、1日の人間ドックは脳ドックを含んでおります。脳ドックは、脳を中心としたコースでございます。

それから改正後でございますが、半日、1日ともに胸部のCT検査のありなしで2通りに分けたので、これが2コースから4コースに増えております。脳ドックにつきましては変更はございませんので、合わせて5コースとなっております。

胸部CT検査のありなしでコースを分けた理由でございますけれども、当院では人間ドックの検査項目を日本人間ドック学会、日本病院会及び健康保険組合連合会が推奨する基本検査項目に合わせて見直すことにいたしました。

胸部のCT検査はこの推奨基本検査項目にはなく、多くの医療機関がオプションとしておりますが、当院では従来から基本検査項目になっておりまして、以前から受診されている方が引き続き希望される場合があることや、オプションにしますと国保の人間ドック助成金の対象とならないことなどを考慮しまして、選択できるようにコースを分けたものでございます。

次に料金でございますが、検査項目なども内容が変わっておりまして単純に比較できませんが、金額のみを比較しますと、2,000円から1万8,000円程度高くなっております。後ほど説明させていただきますけれども、国保の助成金を利用した本人負担額では減額または据え置きとなっております。

次に、ほかの医療施設、医療機関との料金の比較でございますけれども、半日ドックについては国保で契約しております主な医療機関11機関中、当院は4番目に安い料金でございます。1番目から3番目に安い料金の医療機関につきましては、大規模な検診センターや大規模な病院などがございます。なお、本人負担額では11機関中2番目に安い料金となっております。

また、1日ドックについては、国保で契約しております医療機関が5機関ございまして、5機関中、料金の本人負担額とも当院が最も安くなっております。

続きまして、検査項目の見直しについてご説明いたします。

またお戻りいただきまして、1ページに戻っていただきまして、議案の説明資料のほうをごらんください。

先ほども申し上げましたけれども、人間ドックの検査項目は、日本人間ドック学会などが推奨する基本検査項目に合わせて見直すとともに、胃内視鏡検査をオプションから基本検査項目に組み入れるものでございます。

具体的には、眼底検査、眼圧検査、血液型、呼吸機能検査及び胃のレントゲン——これは内視鏡との選択になるんですが、これらを追加しまして、一般の方には毎年実施する必要性が低いHBs抗原検査などの感染症検査はオプションにいたしました。

次に、国保後期高齢者の人間ドック費用助成制度を利用した場合の胃の内視鏡検査を含めた本人負担額の比較でございますけれども、現行では基本料金が4万1,040円、それにオプションの胃の内視鏡検査の1万2,960円を加えますと、料金の合計は5万4,000円となります。助成金は消費税抜きの基本料金3万8,000円の7割で2万6,600円です。本人負担は、差し引きの2万7,400円となります。

次に、改正案でございますけれども、基本料金は4万3,200円で、現行よりも2,160円高くなりますが、胃の内視鏡検査が基本検査項目となりましてオプション料金が不要ですので、料金は基本料金のみ4万3,200円となります。助成金は消費税抜きの基本料金4万円の7割で2万8,000円となります。本人負担額は、差し引きの1万5,200円で、現行よりも1万2,200円軽減されることとなります。

続きまして、(2)の健康診断でございます。

健康診断料につきましては、現行では健康保険法の算定方法で算定した額、雇用時の健康保険料は1万5,930円としておりますけれども、近隣の医療機関と比較しますと高額で受診の予約に至らないケースがあることから、健康保険法の算定方法で算定した額を上限とし、その範囲内で市長が定める額とすることで減額が可能となり、健康診断を受診しやすくするものでございます。

具体的な金額につきましては、近隣医療機関の料金を参考にしまして1万5,930円の7割程度の1万1,700円を想定してございます。

続きまして、施行期日でございますが、平成30年4月1日としております。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明のありました議案第24号について、ご質問等があればお願いをいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 内視鏡については今までオプションだったものを基本に組み入れるということで、今までも内視鏡をやっていた方が料金的には、ここにご説明いただいたように、本人負担額が今までよりも1万2,200円安くなって1万5,200円ということですね。

ただ、オプションに組み入れたので、今まで内視鏡を受けていた人は安くなるけれども、今まで内視鏡を受けていない人は幾分かは高くなると。ちょっとそのへんのところの、今まで内視鏡を受けていない方が今回どれくらい高くなるのか。

それから、比率の問題でいったら、人間ドックを受けている方、全体としては600人台の半ばぐらいだと思うんですけども、600何人台のうち、今まで内視鏡検査を受けていた人は大体何人ぐらいですか。細かい数字じゃなくていいですから、大体そのへんのところ、わかれば教えていただきたいと思います。

○秋葉好美委員長 酒井事務長。

○酒井 総国保大網病院事務長 人間ドックは、28年度の例で申し上げますと、人間ドックの受診者は282人おります。国民健康保険の方が172人でございまして、約6割の方が国保でございます。その中で内視鏡をオプションでやられている方が56人で、約3分の1、その方が1万2,200円安くなるということでございます。

基本料金ベースで見ますと2,160円、先ほどの比較表でも申し上げましたけれども、上がっております。ただ、これはほかの医療機関でも、例えばバリウムから内視鏡にした場合

等で3,000円から5,000円くらい増額になっているところがほとんどでございますので、内視鏡を入れたことによって2,160円上がってしまっていますが、他の医療機関との比較ですとか内容的なものからいって、ご理解いただけるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 そうすると、今まで内視鏡を受けていないで、今度内視鏡が急に組み込まれた半日ドッグを受ける場合には2,160円高くなっているんですね。そういうことですかね、わかりました。

○秋葉好美委員長 そのほか、ありませんか。

森委員。

○森 建二副委員長 こういうふうにしたら金額がかなり安くなるというのは、当然市民ないしは受診者にとってのメリット、また事業者にとっても例えばパッケージで企業がそれぞれ健康診断とかを社員にやらせる中においては、それも企業にとっても安くなるだけでなく、それがメリットという形になるということによろしいでしょうか。金額的なメリットということ。

○秋葉好美委員長 酒井事務長。

○酒井 総国保大網病院事務長 利用者の数をまず増やすということで。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 ぜひ、そういった形であれば多分、あと広報ですよ。企業ですとか、先ほども私言わせていただいたんですが、ぜひ営業活動という言い方が病院にとってはあまりあれなのかもしれませんが、僕が病院の営業マンだったら、近所の企業ですとかそういったところに、安くなりました、ぜひうちを使ってくださいと営業に回ると思います。ですので、これ一本釣りでも構わないと思うので、ぜひそういった形の広報、ホームページ等でうたうのがいいのか、実際事務方の方で例えば資料を持って各近隣の企業、大網白里市内だけではなく近隣の千葉市も含めた企業を回るというのも一つの手だと思いますので、ぜひ売り上げを上げるための努力をひとつよろしく願いいたします。

○秋葉好美委員長 よろしいですか。

倉持委員。

○倉持安幸委員 議案と直接関係ないですけども、内視鏡検査とバリウム検査があるじゃな

いですか。あれはやっぱり内視鏡検査のほうが精度が高いですか。

○木村典夫国保大網病院副院長 では、僕から。

対策型がん検診を古くからやられていまして、バリウムをずっと何十年やってきたんですね。おとし、厚労省が内視鏡がん検診を死亡率減少効果があるというデータがそろって推奨の格上げされたんです。その背景というのは、検診というのは最終的に死亡率減少効果がないとだめなんですね。がんがたくさん見つかっただけでは推奨されないわけなんです。その死亡率減少効果、下がるということがはっきりした。

がんの発見の頻度からいいますと、大体全国平均でバリウムだと0.14とか、1,000人に1人ちょっとしか見つからないのが、内視鏡検査だと0.3から、新潟市なんかは0.7、要するに1,000人に3人から7人くらい見つかるようになるんですね。そういう意味で、バリウムから内視鏡に移行するとがんの数が物すごく上がるんです。

大網白里市は、一昨年までバリウムの集団の検診しかやっていませんでしたね。新年度、ABC検診というのを始めさせていただいて、血液検査をやった後に内視鏡検査をするようになりました。そうすると、がんの数が平成28年度で8人、バリウムからは2人ですから、一気に4倍に増えるんですね。今年度、内視鏡がん検診を市のがん検診でやっておりますけれども、今のところ、2月いっぱいまでの段階で410人の方に受けていただいて、その中の2人ががんが見つかった。でも、ABC検診で内視鏡検査をやったら、それは健康保険ですけれども、やった場合、300人ぐらい内視鏡をやったうちの9人ががんが見つかったんです。だから、どういう形にせよ、内視鏡を受けていただくと飛躍的にがんの発見につながります。

だから、早期がんが見つかるんですね、しかも。ということは、死んじゃうようながんじゃなくて、助かるようながんが見つかってくるということが非常に有効なので、もう早急にバリウムから内視鏡にして、受診率をさらに上げて、死亡率を減少すると、大網白里市の死亡率減少効果が出たら非常にメリットがある。

新潟市が内視鏡によるがん検診を始めてからもう10年たちましたけれども、10年たってやっと胃がんの死亡率が下がる程度まで、そのぐらい時間がかかるんですね。

だから、大網白里市はこれからですから、これから5年、10年たっていくと、胃がんの死亡が減っていきますので、ぜひ今後検診のやり方、あり方というのを変えてというのが望ましいと思います。

以上です。

○秋葉好美委員長 ありがとうございます。

次に、新年度予算の概要について説明をお願いいたします。

○酒井 総国保大網病院事務長 それでは、病院事業会計当初予算について概要説明を申し上げます。

当院は、地方公営企業法の財務規定のみが適用される一部適用企業で、3条予算、収益的収支予算と4条予算、資本的収支予算を編成しております。

それでは、資料のほうの1ページをごらんください。

3条予算、病院の通常運営にかかわる収益的収支で、上段が収益的収入、下段が収益的支出でございます。

上段の一番下の行、収入合計でございますけれども、対前年度比で4.9パーセント、1億2,286万8,000円増の26億1,250万円。下段の下から2行目の支出の合計が、対前年度比で4.9パーセント増の1億2,211万円増額の26億876万4,000円で、差引収支としては373万6,000円の黒字予算として計上しております。

続いて、資料の2ページをごらんください。4条予算、資本的収支でございます。

上段の表の一番下の行、収入の合計が対前年度比で56パーセント、7,620万円増の2億1,234万6,000円。続いて、下段の一番下から2番目の行ですけれども、収入の合計が対前年度で58.7パーセント、9,775万1,000円増の2億6,407万7,000円、差引収支としては5,163万1,000円不足しておりますが、損益勘定留保資金を充て補填することを予定しております。

続きまして、内訳のほうの説明をさせていただきます。

資料の3ページ、収益的収入をごらんください。

はじめに、医業収益のうち入院収益についてご説明申し上げます。

大網病院の病棟編成は、一般病床が79床、地域包括ケア病床が20床、合計で99床で、急性期から回復期、慢性期の入院患者多く受けております。30年度におきましては、年間の入院患者数を、一般病床で2万6,280人、地域包括ケア病床で5,840人をそれぞれ見込み、合わせて3万2,120人を年間延べ患者数として見込んでおります。1日平均入院患者数にしますと88人で、前年度の85人から3人の増加となっております。

次に、患者1人当たりの診療単価ですが、一般病床で4万4,543円、地域包括ケア病床で3万937円、入院全体では4万2,069円を見込んでおります。対前年度比4.5パーセント、5,759万9,000円増の13億5,126万6,000円を入院収益で計上しております。

次に、外来収益でございます。外来では、延べ患者数を7万189人、1日平均患者数で

287.7人と見込んで、診療単価は患者1人当たりで1万2,879円、対前年度比で6.6パーセント、5,579万1,000円減の9億398万2,000円を外来収益として計上してございます。

次に、入院外来以外のその他の医業収益でございますが、室料差額収益、公衆衛生活動収益、医療相談収益、その他の医業収益、他会計負担金などで合計いたしますと、対前年度比で6パーセント、1,129万9,000円増の1億9,945万1,000円を計上しております。

人間ドックの検査項目などの見直しを予定しておりますので、医療相談収益については450万円増の2,000万円を計上してございます。

医業収益の合計としては、対前年度で5.4パーセント増、1億2,046万9,000円増額ですが、24億5,469万9,000円を計上してございます。

それから、医業収益とは別の医業外収益でございますけれども、下の欄になります。救急医療の補助金、一般会計補助金及び負担金、その他医業収益など合計しまして、対前年度比で1.1パーセント、182万1,000円減の1億5,779万8,000円を計上しております。

それから、一番下の備考欄になりますけれども、一般会計、市からの繰入金、一般会計繰入金ですが、当初予算においては前年度当初予算と同額の合計で3億円を計上してございます。

続きまして、資料の4ページのほうをごらんください。

収益的支出のうち医療費用についてご説明いたします。

まず、給与費でございますけれども、正職員119名の給料、手当、賞与等引当金繰入額、それから非常勤医師にかかわる報酬、臨時職員にかかわる賃金、また共済組合負担金や社会保険料などの法定福利費、これらの合計として、対前年度比で2.7パーセント、3,481万4,000円増の13億882万7,000円を計上しております。

次に、その下の材料費でございますけれども、薬品費は対前年度比7.5パーセント、4,200万円増の6億円、診療材料は対前年度比9パーセント、1,400万円増の1億7,000万円など、材料費全体で対前年度比7.8パーセント、5,570万5,000円増の7億7,837万1,000円を計上してございます。

続きまして、資料の6ページをごらんください。

経費関係でございますが、光熱水費、修繕費、賃借料、委託費などの合計として、対前年度比9.6パーセント、3,591万9,000円増の4億919万9,000円を計上しております。

これについては、28年度に更新したCT装置や医療情報システムのハードウェアの保守委託、維持業務委託料などの委託料の増が主な増加の理由でございます。

それから、その下の減価償却費ですが、前年度並みの合計で7,317万1,000円を計上してございます。

続きまして、資料の6ページをごらんください。

研究研修費でございますけれども、図書費や医師の学会出席などの経費代、対前年度比で15万円減の228万円を合計で計上してございます。

続いて看護師養成費ですが、これは城西国際大看護学部などの学生への奨学金で、1人当たり120万円、4名分の480万円を計上してございます。

医業費用の合計としましては、1億1,579万1,000円増の25億6,965万円でございます。

次に、医業外費用でございますけれども、企業債利息のところからになります。企業債利息として3,028万4,000円、消費税及び地方消費税として382万5,000円など、合計で3,411万1,000円を計上しております。また、予備費として500万円を計上してございます。

続いて資料の7ページのほうをごらんください。

4条の資本的収入でございます。市からの繰入金として7,734万3,000円、国保会計の繰入金270万円、公営企業債が1億3,230万円などを計上しております。

続いて、資料8ページをごらんください。

資本的支出でございます。まず、施設整備費ですけれども、非常用発電機の更新、高圧線引き込み、空調設備更新などの費用で、合わせて5,808万4,000円を計上しています。いずれも平成8年の病院建設時に設置したもので、21年経過をして老朽化に伴い更新が必要なものがございます。

次に備品購入費でございますが、内視鏡手術システム、除細動器、透析などの処置や診断をするためのデジタルX線テレビ、CT用造影剤の注入装置など経年劣化が進んでいたり、保守終了により修理不能となるおそれのある機器などを更新する予定で、合わせて7,510万1,000円を計上してございます。

次に企業債償還金でございますけれども、平成28年度更新のCT装置、それから29年度更新の冷温水発生器や医療機器の償還の開始に伴いまして、対前年度比で25パーセント、2,420万4,000円増の1億2,089万2,000円を計上しております。

また、予備費として1,000万円を計上してございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明のありました新年度予算の概要について、ご質問などがあればお願いします。

田辺委員。

○田辺正弘委員 予算とはちょっと関係ないんですけども、暮れに身内が入院したときに病院内をいろいろ見たときの中で、トイレだとか要所要所にごみ箱がありまして、ごみ箱を市の指定のピンク色の袋をやってごみ箱を置いてあるんですよ。

病院というのは医療関係だから、事業とみなされて、市の袋で収集しているというのはどうなのかなというのと、市の袋は高いですからね、それを普通の透明な袋とかそういうのでまとめてから大きな袋に入れるとか、細かい話ですけども、それちょっと目についたもので病院側はどういう考えを持っているかお聞きしたいと思います。

○秋葉好美委員長 酒井事務長。

○酒井 総国保大網病院事務長 ごみ袋につきましては、一部確かに市の指定の袋を使っている場合がございます、基本的にはその袋いっぱいにごみが入りましたら所定の集積所に出すような形でやっております。確かに古いものをそのままトイレとかで使ったり、一部ございましたけれども。

あと、今医療用の廃棄物ということのご指摘だと思うんですが、それにつきましては、別に専用のごみ箱を設けてございまして、専門の業者のほうに委託して処理しているところでございます。

以上です。

○秋葉好美委員長 田辺委員

○田辺正弘委員 当然医療のやつはもちろん専門業者というのは、それは重々わかりますけれども、たかがトイレと言っちゃ失礼ですけども、そこのごみ箱にピンクの袋を使っているということは市民の目から見ると、何か無駄遣いしているようなイメージを持つんですよ。そのへんは1円たりとも市税を無駄遣いしてはいけないという観点からいいますと改良の余地はないでしょうか。

○秋葉好美委員長 酒井事務長。

○酒井 総国保大網病院事務長 当然改良したほうがいいと思っておりますので、新しいものについては使わないように、昨年の時点で一旦業者のほうに話はしてございますので、そのへんは徹底するように、また見回り等やりたいと思っております。

以上です。

(「細かい話ですみませんでした。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 森副委員長。

○森 建二副委員長 4月から薬ですとか医療の報酬の仕組みが何か変わるというふうに聞きましたので、それに対して何かお考えというかという部分があれば伺いたいことと、あとぜひここ1年、2年で、やっぱり先生がいらっしゃってからの活動というか、そういった部分が非常に表に見えて頼もしいなと思いますし、特にやはり大きかったのは午後診療を始めたということはすごく大きかったです。

ぜひ逆に広報をどんどんしてくれるという形で、私も決算のときにもお願いはしましたが、ぜひホームページにも午後診療を、ぜひまだまだ知らない方が多いと思いますので、広報していただきたいということを、さっき先生がおっしゃったような形で、鼻から入れるもののほうが楽だということは、ここにいる大方のメンバーが、今日はすごく勉強になって、次回どうするかなど思っていると思いますので、ぜひそのあたりも含めてホームページにいろんな形での広報、ホームページが一番効果が高いような気がしますんで、そのあたりを発信をしていただきますようお願いいたします。

それからあと一つだけ、看護師養成費というのは、今合計4名ということですが、これの効果によっては逆にもっと増やすなり何なり、当然若い看護師が来ていただいたほうがいいよ、もっとたくさん来ていただいたほうがいいような気がしますんで、そのあたりはどういうお考えになるんでしょうか、お伺いいたします。

○秋葉好美委員長 酒井事務長。

○酒井 総国保大綱病院事務長 PRにつきましては、以前からいろいろご指導いただいておりますので、昨年、まず午後外来というか、検診等のPR用のチラシをつくって公共施設等、あとチラシを拡大したポスターもつくって、公共施設に一部掲示したところなんですけれども、なかなか医療法等でいわゆる宣伝というのが規制されていたりというところで難しい面もあるんですけれども、いろんな発信については引き続き実施していきたいと思っております。

あと、薬剤費の薬価の値下げ等の問題ですけれども、全体的なものについては国のほうで大体何パーセントぐらい減らすとかという数字は出ているんですけれども、国保の場合の薬剤についてどうだというのがまだわからない状況でございまして、例年ですと、薬剤の見積もりをとって、見積もりをとった中で安い薬剤を使用していくということをしているんですが、そのへんの手続をしていかないと実際の見積額がわからないという状況で、そのへんの影響がまだ見通せない状況でございます。

確かに薬剤のウエートが、抗がん剤治療ですとか血液の治療を行っていますので、高いので、以前から気にはしているところでございます。

看護師のほうなんですけれども、1期生が一昨年2名採用しております、昨年、2期生が4名、現在6名、実際病院でも卒業生が働いております。今申し上げましたけれども、4名ということで、今各学年に1人ずつおります、4年生はもう卒業して来年4月から入職する予定でございます。

若い看護師を確保するという意味で効果はあるんですけれども、なかなか当初はこの地域の病院が城西国際のほうに参加して説明会なんかを行っていたんですけれども、今都内ですとか都市部の市川ですとかああいうところも結構来ております、競争が厳しくなっているのもありまして、以前ほどお問い合わせですとか申し込みが減っている状況です。

あと、あまり人数が多いと、指導面でいろいろ負担がかかるというような話も聞いております、それがどのくらいの人数だったらそうなるのかというのはあれですけれども。

あと、今の看護師の状況からして、取り急ぎ大勢採用しなくてもいい状況でございますので、今のところは現状維持で、最低一、二名以上、採用していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○秋葉好美委員長 森委員。

○森 建二副委員長 財政の部分が私ども議員として見える部分でありますので、ぜひ黒字化といいますかをぜひ目指していただいて、当然そうすれば、多分市に対して、周りに対してもいろいろと物事が強く言えるような形になるのかなと思うんで、そのご努力を引き続きお願いしたいことと、やはり人材、育成もそうですし、また新たな優秀な人材を引っ張ってくるということも多分必要なのではないかなと思いますので、先ほど市川ですとかそういうお話も出ましたが、こういったところから人を引っ張ってくる、そういったところの学校にアプローチするというのも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ今後これからの市民の病院として頑張っていただきたいですし、そういったご努力、多分すぐには結果が出ないものかもしれませんが、先を見た動きをぜひお願いできればと、よろしく願いをいたします。

○秋葉好美委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 以上で。

それでは、大網病院の皆様、退席して健康でございます。ありがとうございました。

(大網病院 退室)

○秋葉好美委員長 それでは、暫時休憩をして、その後に取りまとめにしたいと思いますので、何分にいたしますか。

(「15分再開で」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 15分といたします。

(午後 4時08分)

○秋葉好美委員長 再開します。

(午後 4時16分)

○秋葉好美委員長 大網病院の新年度予算についての内容の取りまとめに入りたいとおもいますが、ご意見等ありませんか。

(「正副にお任せします」と呼ぶ者あり)

○倉持安幸委員 病院はこれを推進していく人間ドック事業を拡充してくださいと。

○秋葉好美委員長 人間ドックね。

では、各議案の取りまとめをおこないます。

議案第22号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決といたしました。

次に、議案第23号 大網白里市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処遇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 では、議案第23号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号 大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第24号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号 大網白里市社会体育歳出の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 では、議案第27号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はありませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今回条例改正で基準額が5,100円から5,300円ということで引き上げになって、各12段階とも引き上げになるということです。先ほどちょっとお話ししましたけれども、近隣の市町村でも安いところがあって、中には同じ千葉県下で1,000円以上本市よりも安い、そういうところもあるわけで、介護保険については特に低所得者にとっては非常に重たい保険料でありますので、今回大きな引き上げということではありませんけれども、私どもは引き下げを求めているというこれまでの主張からすると、この引き上げには反対ということで、今回の条例改正には反対ということをお願いしたいと思います。

○秋葉好美委員長 それでは、議案第28号について、審査いたします。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成多数。

よって、議案第28号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号 大網白里市後期高齢医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第29号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第30号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号 大網白里市指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第31号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号 大網白里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

を定める条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第32号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された請願、陳情及び議案の審査、平成30年度予算概要聴取について終了いたします。

◎その他

○秋葉好美委員長 次に、そのほかですが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 なければ、以上で協議事項とその他についてを終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○森 建二副委員長 お疲れさまでございました。

それでは、文教福祉常任委員会を閉会させていただきます。

(午後 4時25分)